



忠岡町クリーンセンター
長期包括整備運営管理事業

委託契約書

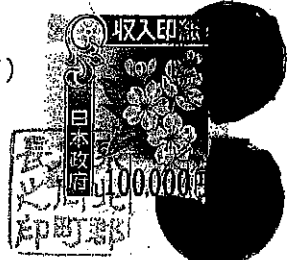
忠 岡 町



忠岡町クリーンセンター長期包括整備運営管理事業委託契約書



- 1 委託業務の名称 忠岡町クリーンセンター長期包括整備運営管理事業
- 2 委託場所 大阪府泉北郡忠岡町新浜2丁目5番46号
- 3 委託期間 平成21年1月1日から平成31年3月31日まで
- 4 契約金額 ￥ 3,570,000,000 円
(うち取引に係る消費税及び地方税の額 ￥ 170,000,000 円)
- 5 契約保証金 履行保証保険による契約の保証とする。



上記の委託業務について、委託者と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。なお、本契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年忠岡町条例第13号）第2条の規定により議会の議決を得たとき効力を生ずるものとする。

本契約の証として本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年12月18日

委託者 住所 大阪府泉北郡忠岡町忠岡東1丁目34番1号
忠岡町
氏名 忠岡町長 和田 吉衛



受託者 住重環境・松和共同企業体

代表企業 住所 東京都品川区北品川5丁目6番28号
住重環境システムズ・リング株式会社
氏名 代表取締役 神谷 正寛

構成企業 住所 大阪府泉北郡忠岡町忠岡北2丁目12番59号
有限会社 忠岡町クリーンセンター
氏名 代表取締役 山本 久

目 次

第1章 用語の定義	1
(用語の定義)	1
第2章 一般条項	4
(言語)	4
(通貨)	4
(計量単位)	4
(期間の計算)	4
(時刻)	4
(準拠法)	4
(調停)	4
(責任負担)	4
(指示等)	4
(委託業務の手段)	4
(秘密の保持)	5
(書面主義)	5
(契約の保証)	5
(委任)	5
(契約の譲渡等)	5
(成果物の著作権)	5
(特許権等の使用)	6
(届出義務)	6
(疑義及び協議)	6
(所有権)	6
(附属書類)	6
第3章 長期包括整備運営管理事業の範囲に関する条項	7
(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	7
(乙の義務)	7
(運営期間)	7
(費用負担)	7
(処理対象物の受入)	7
(手数料徴収代行業務)	8
(法令の遵守等)	8
(運営の実施体制等)	8
(総括責任者)	8
(運営計画書の策定)	9
(全体運営計画書)	9
(年間運営計画書)	9
(全体修繕計画書)	9

(年間修繕計画書)	9
(その他計画書等)	10
(危機管理マニュアル)	10
(運営計画書等の修正)	10
(本件施設の備品の貸与)	10
(本件施設の修繕)	10
(大規模改修工事)	11
(施設改良等)	11
(ユーティリティー等の調達)	11
(再委託の禁止)	11
(許認可)	12
(性能保証)	12
(性状異常に対する措置)	12
(危険物等の搬入に対する措置)	13
(協働の措置)	13
(見学者への対応)	13
(官公庁による立入検査)	13
(その他付帯業務)	13
(臨機の措置)	13
第4章 モニタリングに関する条項	15
(業務日報の作成)	15
(業務の報告)	15
(電子データの提出)	15
(実施状況の確認)	15
(日常の確認)	15
(定期的確認)	15
(随時の確認)	15
(改善通告)	16
(改善計画書の変更)	16
(委託料の支払停止)	16
(総括責任者等に対する請求)	16
第5章 委託料に関する条項	17
(委託料の支払)	17
(支払の手続き)	17
(委託料の額の変更)	17
第6章 危険負担	18
(計画焼却処理量とごみ質の確保)	18
(計画焼却処理量)	18
(ごみ質)	18
(保険)	18

（一般的損害）	18
（遅延損害金）	18
（不正行為に対する違約金）	19
（法令変更に伴う通知の付与）	19
（法令変更に伴う協議及び追加費用の負担）	19
（不可抗力）	19
（不可抗力に伴う協議及び追加費用の負担）	20
（不可抗力による委託料の支払）	20
（契約の解除）	20
（乙等の債務不履行等による契約の解除）	20
（甲の債務不履行等による契約の解除）	21
第7章 契約の終了に関する条項	22
（契約期間終了時の施設の確認）	22
（契約解除に際しての措置）	22
（運營業務の引継ぎ）	22
（整備・補修計画の提案）	22
第8章 補則条項	24
（解釈）	24
（契約の変更）	24
（公租公課の負担）	24
（要求水準書等）	24
（忠岡町クリーンセンター長期包括整備運営管理事業監視委員会（仮称））	24
（他の市町村からの持ち込みごみの対応）	24
別紙1 要求水準書	25
別紙2 委託料支払額	26
別紙3 委託料の額の変更	27

（添付書類）

・募集要項 ・様式集 ・要求水準書 ・質疑応答書 ・要求水準書の変更

第1章 用語の定義

(用語の定義)

第1条 本契約書において使用する用語の定義は、次のとおりである。

- (1) 「甲」とは、委託者である「忠岡町」をいう。
- (2) 「乙」とは、受託者である「住重環境・松和共同企業体」をいう。
- (3) 「代表企業」とは、「住重環境・松和共同企業体の代表企業住重環境エンジニアリング株式会社」をいう。
- (4) 「構成企業」とは、「住重環境・松和共同企業体の構成企業有限会社松和メンテナンス」をいう。
- (5) 「本委託」とは、「甲と乙が契約締結する忠岡町クリーンセンター長期包括整備運管理事業委託」をいう。
- (6) 「募集要項」とは、「忠岡町クリーンセンター長期包括整備運営管理事業 募集要項」をいい、本契約においてその効力を発揮する。
- (7) 「様式集」とは、「忠岡町クリーンセンター長期包括整備運営管理事業 募集要項に添付した様式集1、2」をいい、本契約においてその効力を発揮する。
- (8) 「要求水準書」とは、「忠岡町クリーンセンター長期包括整備運営管理事業 要求水準書」(別紙1)をいい、本契約においてその効力を発揮する。
- (9) 「要求水準書の変更」とは、甲が乙に平成20年9月11日付けで通知した「要求水準書の変更について」をいい、本契約においてその効力を発揮する。
- (10) 「質疑応答書」とは、募集要項、様式集、要求水準書の公表後に受け付けられた質問並びにこれに対する甲の回答を記載した書面を総称していう。
- (11) 「企画提案書」とは、乙が優先交渉権者選定手続において甲に提出した応募提案、その他乙が本契約締結日までに提出した一切の書類をいう。
- (12) 「要求水準」とは、甲が乙に要求する本委託における業務の水準をいい、その内容は要求水準書に定める。
- (13) 「性能機能」とは、要求水準書で示す性能保証を満たすために必要な機器の機能をいう。
- (14) 「本件施設」とは、要求水準書に示す忠岡町クリーンセンターにおけるごみ焼却施設、動物炉、粗大ごみ破砕処理施設、煙突、建物等を総称していう。
- (15) 「委託業務」とは、要求水準書に示す乙が甲に提供する本件施設の大規模改修、運転管理及び維持管理のサービスをいう。
- (16) 「既存施設等」とは、本件施設、附属設備及び本件施設内の甲の所有に係る消耗品・備品、図書その他の物品をいう。
- (17) 「運営期間」とは、乙が本契約に基づき、委託業務を実施する期間をいう。
- (18) 「運営年度」とは、平成20年度については平成21年1月1日から3月31日まで、平成21年度以降については、各年の4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。
- (19) 「1日」とは、午前7時00分から翌日の午前7時00分までをいう。
- (20) 「契約金額」とは、忠岡町クリーンセンター長期包括整備運営管理事業委託契約書第4項記載の額をいう。

- (21) 「委託料」とは、委託業務の対価として、甲が乙に支払う金銭をいう。
- (22) 「大規模改修工事」とは、ピットと煙突を除く 1 号炉系列の大規模改修工事をいい、その内容は企画提案書に定める。
- (23) 「修繕」とは、本件施設の機能を維持するための、部品等の交換、取替え及び分解・点検などの修繕をいい、その内容は要求水準書に定める。
- (24) 「運営計画書」とは、全体運営計画書、年間運営計画書、全体修繕計画書、年間修繕計画書、危機管理マニュアル等をいう。
- (25) 「全体運営計画書」とは、運営期間における運営計画をいう。
- (26) 「年間運営計画書」とは、運営年度における運営計画をいう。
- (27) 「全体修繕計画書」とは、運営期間における修繕計画をいう。
- (28) 「年間修繕計画書」とは、運営年度における修繕計画をいう。
- (29) 「危機管理マニュアル」とは、運営期間を通じて緊急事態が生じた場合の対応の原則、方法、手順などを定めたマニュアルをいう。
- (30) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動、第三者の行為その他の自然的又は人為的な現象のうち、通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしてもなお防止し得ない障害で、甲又は乙のいずれの責めにも帰することのできないものをいう。
- (31) 「性能」とは、甲又は乙が運営期間を通じて義務を負う計画焼却処理量、ごみ質、排出ガス及び灰等の性状、その他の性能をいう。
- (32) 「性能保証」とは、乙が運営期間を通じて要求水準書で示す義務を負う性能について保証することをいう。
- (33) 「廃棄物」とは、忠岡町から排出される「一般廃棄物のうち忠岡町正しいごみの分け方・出し方パンフレット」に適合したごみ、繊維ごみ、町施設から発生したごみ及び災害ごみをいう。
- (34) 「町の受入基準」とは、「忠岡町正しいごみの分け方・出し方パンフレット」に適合したごみ、繊維ごみ、処理可能な町施設から発生したごみ及び処理可能な災害ごみをいう。
- (35) 「総括責任者」とは、委託業務実施上の管理を司る乙の代理人をいう。
- (36) 「著作物」とは、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項 1 号に規定する著作物及び著作権法第 10 条第 1 項 9 号に規定するプログラム、著作権法第 12 条の 2 に規定するデータベースをいう。
- (37) 「著作権」とは、著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。
- (38) 「特許権等」とは、特許権、実用新案権、商標権その他日本国の法令及び国際法に基づき保護される第三者の権利をいう。
- (39) 「サービス水準」とは、本契約書、要求水準書、年間運営計画書及び年間修繕計画書に記載したサービスをいう。
- (40) 「サービス水準の未達」とは、サービス水準から逸脱し、その水準に達していないことをいう。
- (41) 「再改善計画書」とは、変更又は再提出した改善計画書をいう。
- (42) 「計画焼却処理量」とは、本件施設に搬入される廃棄物の量で、甲が確保し、乙が

処理すべき量をいう。

- (43) 「ごみ質」とは、本件施設に搬入される廃棄物の性状をいう。
- (44) 「町民」とは、忠岡町内に居住する者をいう。
- (45) 「ユーティリティー」とは、電気、電話、ガス、上水道、燃料及び薬品をいう。
- (46) 「継続企業」とは、甲が運営期間終了後本件施設を運営委託する企業をいう。

第2章 一般条項

(言語)

第2条 本契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

(通貨)

第3条 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

(計量単位)

第4条 本契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、特に定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

(期間の計算)

第5条 本契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

(時刻)

第6条 本契約の履行に関して甲乙間で用いる時刻は、日本標準時とする。

(準拠法)

第7条 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

(調停)

第8条 本契約に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(責任負担)

第9条 本契約に伴う廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）上の処理責任及び管理責任は、甲が負うものとする。

2 その他の甲乙の基本的な責任負担は要求水準書に定めるものとする。

(指示等)

第10条 甲は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の管理責任を果たすため必要と認めたときは、当該業務に関する指示を乙又は総括責任者に対して行うことができる。この場合、乙又は総括責任者は当該指示に従い当該業務を行わなければならない。

(委託業務の手段)

第11条 乙は、特に定めがある場合、又は前項の指示若しくは甲乙協議がある場合を除き、委託業務の実施に必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

(秘密の保持)

第 12 条 甲及び乙は、本契約の実施に関して知り得た相手方の秘密を自己の役員及び従業員並びに自己の代理人、事業者に対して融資を行なう者等以外の第三者に漏らし、本契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、法令に基づく場合は、この限りでない。

(書面主義)

第 13 条 本契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行う。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、速やかにこれを相手方に交付するものとする。

3 甲及び乙が、本契約その他の条項の規定に基づき協議を行うとき、乙は当該協議の内容を書面に記録し、速やかに甲に提出するものとする。

(契約の保証)

第 14 条 乙は、本契約締結と同時に、本契約による債務の不履行により生ずる損害を付保する甲を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託すること。

2 前項に係る履行保証保険の保証金額は、別紙 2 の表に記載する年度ごとの金額の 10 分の 1 以上とし、各年度当初に履行保証保険証書を提出しなければならない。

3 委託料の変更がある場合には、契約保証金の額が変更後の契約金額の 10 分の 1 に達するまで、甲は保証金額の増額を請求することができ、乙は保証金額の減額を請求することができる。ただし、清算に伴う委託料の増減があった場合については、免除するものとする。

(委任)

第 15 条 構成企業は、本委託にかかる委託料の請求、必要書類の届出義務等本契約に関する交渉等を、すべて代表企業に委任したことを確認する。

(契約の譲渡等)

第 16 条 乙は、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の事前の承諾がある場合は、この限りでない。

2 乙は、既存施設等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的としてはならない。

(成果物の著作権)

第 17 条 本契約に基づき、乙が甲に対して提供した図面等の成果物の著作権及びその他の知的財産権は、著作権法の規定に従い、乙又は乙から委託を受けて当該成果物を作成し

た者に属する。

- 2 甲が、乙の作成した成果物を第三者に開示又は公開する場合は、本契約に別の定めがあるとき又は法令に基づくときを除き、原則事前に乙の書面による承諾を得なければならない。この場合、乙は、正当な理由なく、かかる承諾を留保、拒絶又は遅延してはならない。
- 3 本契約終了の際には、乙は、乙が甲に対して提供した本件施設の運営に必要な成果物について、甲が本件施設の運転、保守・点検、改造・改良若しくは解体又は本件施設の運営業務の効率化の検討を目的とするに限り、自由に利用できるように必要な措置を講じるものとする。この場合、乙が甲に対して提供していない書面等で本件施設の運営に必要な成果物がある場合は、乙は、かかる成果物を甲に交付し、甲がかかる書面を本件施設の運転、保守・点検、改造、改良若しくは解体又は本件施設の運営業務の効率化の検討のため自由に利用できるように必要な措置を講じるものとする。

(特許権等の使用)

第18条 乙は、特許権等の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその履行方法を指定した場合において、特許権等の対象物である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(届出義務)

第19条 代表企業及び構成企業は、役員、合併等経営主体の実質的変更があった場合においては、速やかに甲へ届け出なければならない。

(疑義及び協議)

第20条 甲又は乙より、次の各号について協議の請求があった場合は、甲及び乙は速やかに協議を行い、甲及び乙は誠意を持って合意内容について、覚書を取り交わし事態の解決を図るものとする。

- (1) 本契約書、要求水準書その他の本委託業務関係書類に疑義が生じた場合
- (2) 委託業務範囲、修繕項目等の委託業務内容、委託料に疑義が生じた場合
- (3) 前2号の他、本委託業務遂行にあたり疑義が生じた場合

(所有権)

第21条 乙は、本件施設の所有権は、甲に帰属することを確認する。

- 2 乙は、本委託の遂行に関連し、これに必要な限度においてのみ本件施設に立ち入り、これを使用する権利を有するに過ぎず、その他本件施設に関していかなる権利も有しない。

(附属書類)

第22条 乙は、本契約締結に際し附属書類を求められた場合には、速やかに提出するものとする。

第3章 長期包括整備運営管理事業の範囲に関する条項

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第23条 乙は、本件施設が一般廃棄物処理施設としての公共性を有することを十分理解し、本委託の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、委託業務が民間事業者によって実施されることを十分理解するとともに、その趣旨を尊重するものとする。そのため、民間事業者に業務実施にあたっての自由裁量を認め、民間事業者に対する関与を必要最小限とするものとする。

3 地震、津波、大規模火災等の災害により、大量の廃棄物が発生した場合には、甲及び乙は協働して速やかに発生した廃棄物を処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の確保に努めなければならない。

(乙の義務)

第24条 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、本委託を、本契約書、募集要項、質疑応答書、要求水準書の変更、要求水準書及び企画提案書に従って本件施設を運営期間にわたり委託業務を行うものとし、甲が求める要求水準を満たさなければならない。なお、これらの書類の優先順位は上記記載の順とするが、企画提案書において甲が要求する要件より高い水準が規定されている事項に関しては、企画提案書を優先する。

2 乙は、本委託を実施するために必要な一切の手段については、自らの責任において確保するものとする。

3 乙は運営計画に従って本委託を遂行しなければならない。

(運営期間)

第25条 運営期間は、平成21年1月1日の午前7時00分から平成31年4月1日の午前7時00分までとする。

2 運営期間中における年末年始のごみの受入日時は、甲、乙が協議し決定するものとする。

(費用負担)

第26条 本委託に関連する費用は、要求水準書で示す費用とし、本契約書に特段の規定のある場合を除きすべて乙の負担とし、かつ、その調達は乙の責任においてなすものとする。

(処理対象物の受入)

第27条 乙は、本件施設に廃棄物を搬入する許可業者又は直接搬入者(ただし、町民及び忠岡町内事業所等に限る。以下同じ。)に、町の受入基準を満たす廃棄物について、本件施設内に甲が指定する場所に案内・指示するものとする。

2 直接搬入者においては、乙は氏名、住所を確認するものとする。

3 町の受入基準を満たさない廃棄物を確認した場合は、受け入れてはならない。またその搬入者に対して、乙は拒否理由を説明するものとする。

- 4 乙は、廃棄物を搬入・搬出する車両を計量・記録し、その記録を管理・報告するものとする。

(手数料徴収代行業務)

第 28 条 乙は、忠岡町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成 5 年忠岡町条例第 19 号)及びその他の関係法令等に定める手続きに従い、本件施設に一般廃棄物を搬入する直接搬入者(後納者を除く。)から、ごみ処理手数料の徴収事務を代行して行うものとする。

- 2 乙は、前項により徴収した料金を甲が指定する日及び方法によって、甲に対して引き渡さなければならない。

- 3 甲は、必要があると認める場合には、本業務が適切に行われているかについて、乙を検査することができる。

(法令の遵守等)

第 29 条 乙は、要求水準書に示す関係法令を遵守するとともに、善良な管理者として細心の注意を払って、委託業務を実施しなければならない。

(運営の実施体制等)

第 30 条 本委託における実施体制は次のとおりとする。

- (1) 乙は、委託業務実施上の管理を司る総括責任者を置くものとする。

- (2) 本委託業務を適正に履行するための基準人員は次の通りとする。ただし、表中の区分は乙が選任するもので、常駐の人員を縛るものではない。

区 分	基準人員	備 考
総括責任者	1 名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 21 条の有資格者
電気技術者	1 名	
機械技術者	2 名	
機器整備員	4 名	
運 転 員	1 2 名	クレーン運転員含む
事 務 職 員	1 名	計量事務、一般事務
合 計	2 1 名	

- (3) 乙は、当該運営年度の開始 10 日前までに従事者名簿とその者が保持する資格並びに運営管理組織表を作成し、甲へ提出するものとする。

- (4) 業務開始の年度については、前項の「当該運営年度の開始 10 日前までに」とあるのを「本契約締結日の翌日から起算して 20 日以内までに」と読み替え、本条を適用する。

(総括責任者)

第 31 条 乙は、第 30 条第 1 項第 1 号に基づき総括責任者を置いたときは、その氏名その他必要な事項を甲に通知する。総括責任者を変更したときも同様とする。

- 2 総括責任者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 21 条の有資格者でなければならない。

3 総括責任者は、委託業務の履行に関し、委託料の変更、運営期間の変更、委託料の請求及び受領、第 65 条の請求の受理、通知の受理並びに本契約の解除に係わる権限を除き、業務の管理及び統轄を行うほか、本契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

4 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを総括責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

(運営計画書の策定)

第 32 条 乙は、委託業務の実施のため、運営計画書を策定しなければならない。

(全体運営計画書)

第 33 条 乙は、本契約締結日の翌日から 30 日以内に、委託業務の実施に関する基本的な重要事項を定めた全体運営計画書を策定し、甲に報告しなければならない。

2 乙は、運営の現況を踏まえ、その機能を維持できるよう、全体運営計画書を適宜改定することができるものとする。

3 乙は、前項の改定を行ったときは、速やかにその内容を甲に報告しなければならない。

(年間運営計画書)

第 34 条 乙は、当該運営年度の開始 30 日前までに、当該運営年度における具体的な業務実施の詳細を定めた年間運営計画書を策定し、甲に報告しなければならない。

2 年間運営計画書は、全体運営計画書に基づき策定するものとする。

3 業務開始の年度については、第 1 項の「当該運営年度の開始 30 日前までに」とあるのを「全体運営計画書を甲に報告後翌日から起算して 20 日以内までに」と読み替え、本条を適用する。

(全体修繕計画書)

第 35 条 乙は、本契約締結日の翌日から 30 日以内に、運営期間中における修繕の予定を定めた全体修繕計画書を策定し、甲に報告しなければならない。また、全体修繕計画書は、毎年見直しを行うものとする。

2 乙は、施設の現況を踏まえ、その機能を維持できるよう、全体修繕計画書を適宜改定するものとする。

3 乙は、前項の改定を行ったときは、速やかにその内容を甲に報告しなければならない。

(年間修繕計画書)

第 36 条 乙は、当該運営年度の開始 30 日前までに、当該運営年度における修繕内容の詳細を定めた年間修繕計画書を策定し、甲に報告しなければならない。

2 年間修繕計画書は、全体修繕計画書に基づき策定するものとする。

3 業務開始の年度については、第 1 項の「当該運営年度の開始 30 日前までに」とあるのを「全体修繕計画書を甲に報告後翌日から起算して 20 日以内までに」と読み替え、本

条を適用する。

- 4 乙は、運営期間中において、突発的な機械・電気その他の設備故障、損傷等が発生したときは、甲へ報告し速やかに復旧するものとする。

(その他計画書等)

第 37 条 乙が企画提案書で示す環境管理業務実施計画書、情報管理実施計画書、関連業務実施計画書、その他必要計画書を当該運営年度の開始 30 日前までに策定し、甲に報告しなければならない。

- 2 業務開始の年度については、前項の「当該運営年度の開始 30 日前までに」とあるのを「本契約締結日の翌日から 30 日以内に」と読み替え、本条を適用する。

(危機管理マニュアル)

第 38 条 乙は、本契約締結日の翌日から 90 日以内に、台風・大雨等の警報発令時、地震、停電、火災、薬品の漏洩、機器の破損、場内配管の漏洩・破損、その他の緊急事態が発生した場合におけるその対応の原則、方針、手順等を定めた危機管理マニュアルを策定し、甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、前項の危機管理マニュアルを必要に応じて適宜改定し、緊急事態の対応に対して万全を図らなければならない。
- 3 乙は、前項の改定を行ったときは、速やかにその内容を甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、台風、大雨等の警報発令時、地震・火災・事故発生時、作業員の負傷時に備えて、自主防災組織を整備するとともに、本町及び警察、消防等へ速やかに連絡・報告するものとする。

(運営計画書等の修正)

第 39 条 第 32 条から第 38 条に基づく運営計画書等が不相当であると甲が認めた場合は、乙に対し、その変更若しくは修正について協議し、再提出を求めることができる。この場合、乙は当該指摘事項につき、補足、修正又は変更を行うものとし、甲が再提出を求めた日の翌日から 30 日以内に再提出し、その確認を受けなければならない。

(本件施設の備品の貸与)

第 40 条 甲は、乙に別途定める本件施設の備品（平成 21 年 1 月 1 日現在の状態）を貸与する。

(本件施設の修繕)

第 41 条 乙は、運営期間中要求水準書に示す性能保証を維持するため本件施設（ただし動物炉を除く。）の修繕（ピット及び煙突内外部等建屋全体の目視点検を含む。）を年間修繕計画書に基づき実施するものとし、その修繕にかかる費用はすべて乙の負担とする。

- 2 乙は、修繕完了後、当該運営年度終了後 60 日以内に竣工図・工事写真・完成写真等を提出すること。
- 3 甲は本件施設の建設当時の設計瑕疵及び建設工事施工の瑕疵に起因して修繕が必要に

なった場合、その合理的費用の負担について協議する。

- 4 法令変更等によって本件施設の修繕が必要になった場合、甲はその合理的費用を負担し、乙に支払う。
- 5 甲及び乙は前項の事由があったときは、本件施設の現況を調査して、修繕の是非を判断しその内容を協議しなければならない。

(大規模改修工事)

- 第42条 乙は、工事着工の60日前までに企画提案書で提案した大規模改修工事について、その設計図書・施工計画書・内訳明細書を作成し甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、大規模改修工事完了後、60日以内に性能試験結果報告書・竣工図・工事内訳明細書・工事写真・完成写真等を提出しなければならない。

(施設改良等)

- 第43条 委託業務を効果的に、効率的に実施するため、乙は甲の承諾を得て、自己の責任と費用により、本件施設の一部について、必要な変更又は改良を行うことができる。
- 2 委託業務を効果的に、効率的に実施するため、乙は甲の承諾を得て、自己の責任と費用により、本件施設内に必要な設備を設置することができる。
 - 3 前項の設備を設置するときは、乙は必要最小限の範囲で本件施設に変更を加えることができる。この場合において、乙は当該変更の内容について、事前に甲に報告しなければならない。
 - 4 第2項において、乙が甲の承諾を得て本件施設に設置した設備の所有権は、甲に帰属する。

(ユーティリティー等の調達)

- 第44条 乙は、自己の責任と費用により、運営期間中において、委託業務の実施に必要な電力、上水道、電話、薬品その他の燃料等を調達しなければならない。
- 2 乙は、自己の責任と費用により、運営期間中において、委託業務の実施に必要な消耗品類、資機材、事務備品その他消耗品・物品を調達しなければならない。
 - 3 乙は、運営期間初日現在の薬品、燃料、その他の残量を運営期間初日の翌日から30日以内に甲に報告し、運営期間終了時において、運営期間初日現在における薬品、燃料等の残量を甲に引き渡すものとする。
 - 4 万一、運営期間の開始日までに上水道等の名義変更ができなかった場合には、乙は変更できなかった月の使用料金を甲へ支払うものとする。

(再委託の禁止)

- 第45条 乙は、本委託の全部又は一部を、第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、乙が委託業務の一部を第三者に委託し又は請け負わる場合は、その旨を事前に甲に通知し承諾を得た場合はこの限りでない。
- 2 前項ただし書により、乙から受託し、又は請け負った第三者からさらに他の者に委託され又は請け負わせる場合についても、前項と同様とする。

3 甲は、乙並びに乙からの受託者及び請負者（再受託者ないしは下請者以下の者がいる場合については、それらの者も含む。）から本業務の遂行に係る体制について、随時報告を求めることができる。

4 乙は、第1項及び第2項の規定により受託し又は請け負った者の使用を全て自己の責任において行うものとし、乙から直接又は間接に委託又は請負を受けた第三者の事情に起因する本契約上の乙の債務の不履行は、その原因及び結果のいかんを問わず、乙の責めに帰すべき事由とみなす。

（許認可）

第46条 委託業務の実施に関し、甲は国及び地方公共団体その他関係機関への届出、許認可等が必要となる場合には、甲の責任においてこれを行う。ただし、この場合において費用が発生する場合には、その費用はすべて乙が負担するものとする。

（性能保証）

第47条 乙は甲に対して、運営期間を通じ、要求水準書及び要求水準書の変更で示す搬入ごみ（一般廃棄物）の処理、要求水準書で示す排ガス及び灰等に係る性能を達成し、これを保証する。

2 乙は、要求水準書で示す分析及び計測を行い、その検査結果の写しを甲へ提出するものとする。

3 運営期間終了後も甲が本件施設の稼働を継続する場合において、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの1年間に本件施設の補修及び機器更新等が必要となった場合には、甲は乙に対し、かかる補修又は更新に要する費用相当額その他甲に生じた損害について、賠償請求することができる。ただし、甲が承諾する契約期間完了までに提出する平成31年度における計画補修内容によって予め予測される補修・機器更新又は継続企業の取り扱いによって機器の損傷が急速に早まった場合はこの限りでない。

（性状異常に対する措置）

第48条 本契約に係る性能が要求水準を満たさない、又は満足できないと予測された場合（次項に定める場合を除く。）は、乙は、当該水準を満たすよう速やかな対応を図るとともに、甲にその状況を報告するものとする。

2 所定の搬入ごみ（一般廃棄物）の種類以外又は性状範囲以外の搬入があり、そのために本性能保証値を満足しない、又はその恐れがあるとき（以下、「性状異常」という。）は、甲及び乙は、直ちにその旨を相手方に報告し、甲及び乙はその対応を協議しなければならない。

3 前項の性状異常の場合において甲は乙に対し、搬入ごみの処理の全部又は一部を停止すること（以下、「処理停止」という。）を指示することができる。

4 前項の処理停止により、第三者に損害が生じたときは、甲はその損害を賠償する責めを負う。ただし、当該処理停止に係る性状異常が、乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は乙に対し、求償することができる。

(危険物等の搬入に対する措置)

第 49 条 甲は、町民に対して広報活動及び啓発活動を行うことにより、廃棄物の減量化を推進するとともに、廃棄物への危険物等の混入を未然に防止し、町の受入基準の範囲内の廃棄物となるように努めるものとする。

2 乙は、廃棄物に混入した危険物等については、当該廃棄物を受入ピット等の本件施設の受入設備に投入する前に、目視による確認により可能な限り取り除くよう努力するものとし、受入設備に投入した後であっても、危険物等を選別し排除することが可能であるときは、乙はこれらの危険物等の排除を行うよう努力するものとする。

3 本件施設において、危険物等の混入を発見したときは、乙は当該危険物等を除去するとともに、直ちにその旨を甲に報告し、甲及び乙はその対応を協議しなければならない。

4 前項の場合において必要と認めるときは、甲は乙に対し、処理停止又はその他の措置を指示することができる。

(協働の措置)

第 50 条 第 48 条及び第 49 条において、第三者又はその他への損害を最小限にとどめるため、甲及び乙は協働して必要な措置を講ずるものとし、乙は、最大限の誠意と努力を以って、甲に協力する義務を負う。

2 前項の乙の協力が委託業務の範囲外である場合に、追加費用が生じたときは、甲はその合理的費用を負担するものとする。

(見学者への対応)

第 51 条 乙は、本件施設への見学及び視察等については、案内・説明は甲が立会いの下、パンフレット等広報資料をもって誠実に対応すること。また、見学者へ危険が及ばないよう配慮すること。

(官公庁による立入検査)

第 52 条 官公庁による立入検査があった場合、乙は調査に協力し、またその報告書作成に協力すること。

(その他付帯業務)

第 53 条 乙は、本件施設内及びその敷地周辺について、見学者等の立入を考慮して常に清掃し、清潔に保たなければならない。

2 乙は、委託業務実施場所(ただし、実施場所については別途定める。)の敷地内及び敷地周辺の植栽について、景観を損なわないよう、剪定、刈込、除草等の維持管理を定期的に行わなければならない。

(臨機の措置)

第 54 条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ、甲の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りで

はない。

- 2 前項の場合において、乙はその措置の内容を甲に直ちに通知しなければならない。
- 3 甲は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを指示することができる。
- 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合における費用負担については、第79条の不可抗力による委託料の支払に準じる。
- 5 臨機の措置を講じた場合において、乙の責めに帰すべき事由により生じたもの及び乙が通常予測し、対処できる事由により施設が停止したときは、乙は仮設等にてごみの一時仮保管場所を確保する等の対応を図り、ごみの搬入が可能な状態を継続しなければならない。また、本件施設にてごみ処理ができなくなった場合は、他の処理施設においてごみの適正処理を行わなければならない。これらに要する経費はすべて乙の負担とする。ただし、処理方法等については別途協議するものとする。

第4章 モニタリングに関する条項

(業務日報の作成)

第55条 乙は毎日、業務日報を作成し、常時、本件施設に備え、月間業務報告時に合わせて提出しなければならない。また、報告時まで甲の閲覧要請があった場合にはこれを提示しなければならない。

2 乙は毎日、第27条第4項の業務に基づきごみ計量実績業務日報を作成し、翌週の月曜日までに甲に提出しなければならない。

(業務の報告)

第56条 乙は、委託業務の実施状況を正確に反映した次に掲げる業務報告書を作成しなければならない。

2 乙は、各月の月間業務報告書を翌月の10日までに甲に提出しなければならない。

3 乙は、運営年度ごとに年間業務報告書を作成し、当該運営年度終了後60日までに甲に提出しなければならない。

(電子データの提出)

第57条 乙は、炉内の燃焼温度及びCOのチャートを甲が求めた場合には、電子データにより提出しなければならない。

(実施状況の確認)

第58条 甲は、運営期間において、自己の費用により乙が実施する委託業務の質及び内容を確認する。

2 甲は、運営期間において、乙が実施する委託業務の質及び内容を確認するため、第59条から第63条までに定めるところにより、委託業務の実施状況を確認する。

(日常の確認)

第59条 甲は、第55条に規定する業務日報等に基づき、委託業務の実施状況を確認するものとする。

(定期の確認)

第60条 甲は、第56条に規定する業務報告書等に基づき、乙の立会いの上、書類確認及び現地確認その他の方法により、委託業務の実施状況を確認するものとする。

(随時の確認)

第61条 前2条によるほか、甲は必要と認めたときは、乙に対して事前通知の有無に関わらず、現地調査により、委託業務の実施状況を確認することができる。

2 前項の確認を実施するとき、乙はその求めに応じて甲の確認に立会い、委託業務の実施状況を説明し、又は書類を提出するなど、甲に協力しなければならない。

(改善通告)

第 62 条 前 3 条による確認の結果、サービス水準の未達（第 48 条第 2 項、第 49 条に規定する場合を除く）が判明した場合には、甲は乙に対して、その是正のため、改善措置をとることを通告するものとする。

2 乙は、前項の通告を受けたときは、甲及び乙が協議により定めた日までに、改善方法及び期日等の改善計画を定めた改善計画書を甲に提出するとともに、月間業務報告書等において、その実施状況を報告しなければならない。

3 甲は、前項の改善計画書の内容が不十分であると認めるときは、協議により乙に対して、当該改善計画書の修正を求めることができる。

4 当該サービス水準の未達事態の解消のために本件施設の補修又は更新が必要となる場合には、乙は自らの費用においてこれを行うものとする。

(改善計画書の変更)

第 63 条 前条の改善計画の実施状況を確認した結果、期日までに当該サービス水準の未達が是正されなかったときは、甲は乙に対して、当該改善計画書を変更し、又は再提出するよう通告するものとする。また、当該サービス水準の未達事態の解消のために本件施設の補修又は更新が必要となる場合には、乙は自らの費用においてこれを行うものとする。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、改善計画書の変更及び再提出の場合に準用する。

(委託料の支払停止)

第 64 条 前条に基づき、再改善計画書に定める期日までに当該サービス水準の未達が是正されないとき、又は乙が改善計画書等に予定した是正処置を行わない場合、甲は乙に対して、事前に書面により通知した上で、その是正が完了するまでの間、委託料の支払いの全部又は一部を停止することができる。

2 前項の支払停止を行なう場合には、甲は乙に対して、弁明の機会を与えなければならない。

3 当該サービス水準の未達が是正されたときは、甲は第 1 項に基づき支払いを停止していた委託料を速やかに乙に支払うものとする。この場合、支払いを停止していた期間に係る利息は一切付さないものとする。

(総括責任者等に対する請求)

第 65 条 前条に定める委託料の支払停止の他、再改善計画書に定める期日までに、当該サービス水準の未達が是正されないときは、甲は、乙に対し総括責任者若しくは第 45 条の規定により乙から業務を委任され、若しくは請け負った者の交代等を要求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について速やかに甲に通知しなければならない。

第5章 委託料に関する条項

(委託料の支払)

第66条 甲は乙に対し支払う委託料は、別紙2のとおりとする。

(支払の手続き)

第67条 乙は第56条第2項の月間業務報告書の提出時に、委託料の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求を受けた日から30日以内に、委託料を乙に支払わなければならない。なお、委託料は乙が指定する口座に振り込むものとする。

(委託料の額の変更)

第68条 甲又は乙は、次に掲げる事項に該当する場合、委託料の額の変更を請求できるものとする。

(1) 日本国内における一定の賃金水準又は物価水準の変動により委託料の額が不適当と認められるとき。

(2) 予期することのできない特別な事情により運営期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、委託料の額が著しく不適当となったとき。

(3) 第70条に定める計画焼却処理量、電気料金、水道料金、燃料費、薬品費、消耗品、運転管理人件費、測定分析費、補修工事費、点検整備費の範囲を逸脱したとき。

2 前項委託料の額の変更基準は別紙3のとおりとする。

3 委託料の変更内容を確認した結果、委託料に不都合が認められる場合は、甲及び乙は互いに誠意を持って委託料へ反映させるものとする。

4 変更額の支払いについては、事由発生年度の翌年度に支払いを行うものとする。

第6章 危険負担

(計画焼却処理量とごみ質の確保)

第 69 条 一般廃棄物を安定的に処理するための計画焼却処理量及びごみ質の確保は、甲が自己の責任において実施しなければならない。

2 前項において、甲が自己の責任において確保すべき計画焼却処理量及びごみ質については、要求水準書、要求水準書の変更及び質疑応答書に定める。

(計画焼却処理量)

第 70 条 甲は運営期間を通じて、要求水準書の変更で示した量を超えるようなごみ（一般廃棄物）の搬入を行わないよう努力するものとする。

(ごみ質)

第 71 条 甲は運営期間を通じて、次の各号に示すごみ質のごみ（一般廃棄物）の搬入及び許可を行わないよう努力するものとする。

(1) 本件施設受入基準を満足しないもの。受入基準は、忠岡町の「正しいごみの分け方・出し方」に適合するごみに準拠する。なお、甲が受入基準を変更する場合には乙と協議する。

(2) 本件施設の計画搬入ごみ質の範囲を、極端に逸脱したもの。

2 前項により新たに必要となる費用については、甲乙が協議してこれを定める。

(保険)

第 72 条 乙は、運営期間中、自己の費用により、第三者賠償保険、労働者災害保険、その他必要な保険を付保するものとする。ただし、火災保険については甲が加入し負担するものとする。

(一般的損害)

第 73 条 委託業務の実施に関し、故意又は過失によって生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰する事由により生じたものについては、甲の負担とする。

(遅延損害金)

第 74 条 甲が、本契約に基づいて履行すべき委託料その他の金銭の支払を遅延した場合、甲は乙に対して、当該支払うべき金額につき遅延日数に応じた遅延損害金を支払うものとする。

2 乙が、本契約に基づいて履行すべき賠償金、損害金その他の金銭の支払を遅延した場合、乙は甲に対して、当該支払うべき金額につき遅延日数に応じた遅延損害金を支払うものとする。

3 前2項の遅延損害金の計算に使用する遅延利息の率は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく「政府契約の支払

い遅延に対する遅延利息の率」を適用する。

(不正行為に対する違約金)

第 75 条 乙の役員又は使用人が、本契約に関して刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 の罪を犯したこと、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条の規定に違反する行為を行ったこと、又は同法第 8 条の 3 において準用する同法第 7 条の 2 の規定による課徴金の納付命令を受けるような行為を行ったことが明らかになったときは、乙は甲に対して、当該不正行為を行ったことにより甲に生じた損害の賠償として、別紙 2 の表に記載する各年度の金額の 10 分の 2 に相当する額を支払わなければならない。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する額を超える場合において、甲が当該超える額の支払いを乙に請求することを妨げるものではない。

(法令変更に伴う通知の付与)

第 76 条 本契約締結日以後に法令が変更されたことにより、本契約書、要求水準書及び運営計画書で提示された条件に従って委託業務を実施することができなくなったとき又は著しく困難になったときは、乙は、その内容の詳細を記載した書面を以って、直ちにこれを甲に対して通知するものとする。

2 甲及び乙は、前項の通知がなされた以降において、本契約に基づく自己の義務が適用法令に違反することとなった場合、履行期日における当該自己義務が適用法令に違反する限りにおいて、その履行義務を免れるものとする。ただし、甲又は乙は、法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

(法令変更に伴う協議及び追加費用の負担)

第 77 条 甲が乙から前条第 1 項の通知を受領した場合、甲及び乙は、当該法令変更に対応するため、速やかに本契約及び運営計画書の変更並びに追加費用が発生するか、又は発生する恐れがあると予想される場合はその負担等について、協議しなければならない。

2 前項の協議にかかわらず、変更された法令の公布日から 120 日以内に本契約及び運営計画書等の変更並びに追加費用の負担等についての合意が成立しないときは、甲が法令変更に対する対応方法を乙に対して通知し、乙はこれに従い委託業務の実施を継続するものとする。

(不可抗力)

第 78 条 甲及び乙は不可抗力により、本契約書、要求水準書、運営計画書で提示された条件に従って、委託業務の一部若しくは全部の履行ができなくなったとき、また著しく困難になったとき（第 48 条及び第 49 条の規定に該当する場合を除く。）は、乙はその詳細を書面に、直ちに甲に通知しなければならない。

2 乙は前項の通知を行った以降は、本契約に基づく当該期間における当該履行義務を免れるものとする。

3 乙は不可抗力により委託業務の一部若しくは全部が実施できなくなった場合、また本

件施設に重大な損害が生じた場合、甲に発生する損害を最小限にとどめるよう当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、最大限の努力を行うものとする。

(不可抗力に伴う協議及び追加費用の負担)

第 79 条 甲は不可抗力により、委託業務に乙の追加の費用が発生した場合、その合理的な費用負担を協議し乙に支払う。ただし、当該被害について乙が付保した保険により、損害額が填補される部分がある場合は、填補された金額を控除した金額に対し支払額を決定する。

(不可抗力による委託料の支払)

第 80 条 甲は、乙が第 78 条に規定する最大限の努力を行うことを条件として、乙が不可抗力によりごみ（一般廃棄物）の処理の一部又は全部を行わない場合でも、乙に対して第 67 条に規定する委託料の支払を継続するものとする。

2 甲は第 79 条による支払い義務が生じた場合の乙に対する支払い時期は、原則として当該事由の支払額確定年度の翌年度とする。

(契約の解除)

第 81 条 甲は、本契約締結に定める不可抗力及び法令変更により甲が本委託の継続が困難と判断した場合及び本委託業務の必要がなくなった場合、乙に対して6ヶ月以上前に通知を行うことにより、本契約を解除することができる。その場合、甲は乙に対して、運営期間の終了日までの委託料のうち炉の大規模改修に要した費用及びそれに係る借入金の利息の未払い金額並びにすでに購入しているユーティリティーの部分について、甲乙協議のうえ速やかに支払うものとする。また、甲は、乙に対して当該解除によって乙が被った損害を合理的な範囲内で賠償する。なお、支払条件等の詳細については、別途協議により決定する。

2 乙は、著しい経済環境の変動等により第 68 条の委託料の改定によっても乙の受ける損害等が回復されず、本委託の継続が困難になると合理的に認めた場合、甲に対して具体的な根拠を示した書類を提出することにより、契約解除の協議を申し入れることができる。

(乙等の債務不履行等による契約の解除)

第 82 条 甲は、次の各号の一つに該当する場合には、乙に対して書面により通知した上で、本契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により、運営開始予定日から 30 日が経過しても委託業務の履行を開始できないとき又はその見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙の責めに帰する事由により、連続して 10 日以上又は 1 年間において 30 日以上、乙がごみ（一般廃棄物）の処理の一部又は全部を行わないとき。
- (3) 甲が乙に対して、第 64 条第 1 項の規定に基づき、委託料の支払い停止措置を講じた後、60 日を経過しても、当該支払停止の理由となったサービス水準の未達の達成方法及び達成計画が提出されないとき。

- (4) 乙が、本件施設を本委託業務以外の目的に使用したとき。
 - (5) 乙の責めに帰する事由により、本契約の履行が不能となったとき。
 - (6) 前号までに規定するもののほか、乙が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと明らかに認められるとき。
 - (7) 代表企業又は構成企業が破産、会社更生、民事再生、会社整理若しくは特別清算のいずれかの手続について、取締役会でその申立等を決議したとき又は第三者によってその申し立てがなされたとき。
 - (8) 代表企業又は構成企業が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。その後の改正を含む。）第 4 条第 1 号又は第 3 号に定める基準に適合しなくなったとき。
 - (9) 乙が、本委託の応募に際し虚偽の届出をしたとき。
 - (10) 乙が、自らの運営を放棄したとき。
 - (11) 乙が、本契約に基づく義務に著しく違反したとき。
- 2 乙が、前項の規定により本契約を解除された場合、解除時点の属する年度以降の委託金額のうち大規模改修に要した費用及びそれに係る借入金の利息の未払い金額並びにすでに購入しているユーティリティーの部分を除いた委託金額の 3.6% の違約金を支払わなければならない。また、甲の被った損害の額が違約金の額を上回る場合、その差額を支払わなければならない。

（甲の債務不履行等による契約の解除）

第 83 条 乙は、次の各号の一つに該当する場合には、甲に対して書面により通知した上で、本契約を解除することができる。

- (1) 甲が本契約に基づいて履行すべき委託料の支払いについて、第 67 条第 2 項に定める支払期限を経過してから 60 日を経過しても委託料の支払を行わなかったとき。
 - (2) 甲が、本契約に基づく重要な義務に違反し、かつ、そのことを乙が甲に対して 60 日以上当該不履行を解消するのに合理的に必要な期間を設けて通知したにもかかわらず、当該違反を是正しないとき。
 - (3) 甲の責めに帰する事由により、本契約の履行が不能となったとき。
- 2 前項の規定により本契約が終了する場合は、甲は乙に対して、運営期間の終了日までの委託料のうち炉の大規模改修に要した費用及びそれに係る借入金の利息の未払い金額並びにすでに購入しているユーティリティーの部分について、甲乙協議のうえ速やかに支払うものとする。また、乙は甲に対して乙が被った損害の賠償を合理的な範囲内で請求することができる。この場合、甲は民法、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）その他適用ある法令の定めに従い、賠償の責めに任じる。

第7章 契約の終了に関する条項

(契約期間終了時の施設の確認)

第84条 本契約が終了するときは、甲及び乙の双方が立会いの上、乙が提出する既存施設の状態報告書に基づき、機器類が1年間以上継続して委託業務を行うのに支障がない性能機能を有することを確認する。

2 前項の確認の結果、機器類が1年間以上継続して委託業務を行うのに支障がある性能機能である場合には、乙は自己の責任と費用により必要な修繕・取替え又はこれに代わる金銭の支払いなどの必要な措置をとらなければならない。ただし、通常の使用による損耗の場合及び甲の特段の指示に基づくものである場合は、この限りではない。

(契約解除に際しての措置)

第85条 甲が、本契約を第81条又は第82条により契約解除した場合、甲は、本件施設につき性能機能を満たしているかを検査することができ、当該検査により、本件施設に性能機能を満たすために補修すべき点が存在することが判明した場合には、乙に対してこれを通知し、乙はその責任及び費用においてこれを補修しなければならない。ただし、通常の使用による損耗の場合及び甲の特段の指示に基づくものである場合は、この限りではない。

(運營業務の引継ぎ)

第86条 乙は、本契約期間の終了又は第81条及び第82条により契約が解除されたときは、運転手順書、機器取扱説明書等を基に教育訓練指導書を作成し、甲の指定するものに本件施設の運転及び維持管理に関する研修・指導等（以下、本条において「乙による研修等」という。）を行うものとする。この場合の研修・指導等に要する費用は、本契約書等に特別の定めがある場合を除き、契約期間内においては乙が負担する。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する乙による研修等を行わないことができる。

(1) 甲が指定するものが乙であるとき。

(2) 甲が指定するものが、本件施設の研修等の必要がない明らかなる事由を記載した書面を甲に提出し、甲がこれを承諾したとき。

(3) 前2号の他、甲が本件施設に関する乙の研修等が必要ないと認めたとき。

3 第1項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の規定する額を超える場合において、甲が当該額を超える額の支払を請求することを妨げるものではない。

4 第1項に規定する乙による研修等の実施期間及び内容については、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

5 乙は、第1項に規定する引継ぎ業務を、故意又は過失により怠った場合、当該懈怠が生じた甲及び後継事業者の損害につき、その賠償の責を負うものとする。

(整備・補修計画の提案)

第87条 乙は、本委託終了約1年前に設備点検を実施し、点検結果を踏まえ本運営期間

終了後の整備・補修計画を提出するものとする。

第8章 補則条項

(解釈)

第 88 条 甲が本契約書の規定に基づき書類の受領、通知、立会い、承認、承諾を行い、又は説明若しくは報告を求めたことを以って、甲が乙の責任において行うべき委託業務の一部又は全部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(契約の変更)

第 89 条 本契約において乙は、運営期間終了後1年間の運転可能な性能を保証するが、甲の要請により、これを超えて運転可能期間を延長する場合は、本委託終了の3年前までに甲と乙の両者が、運転可能期間の延長に伴う運転管理、点検・補修計画の見直し及び委託料について協議し、本契約の変更が行えるものとする。

(公租公課の負担)

第 90 条 本契約及び本契約に基づく一切の業務の実施に関連して生じる公租公課は、すべて乙の負担とする。甲は、委託料及びこれに対する消費税額を支払うほか、本契約に関連するすべての公租公課について、別途負担しないものとする。

(要求水準書等)

第 91 条 本契約に関し附する条項については、要求水準書及び募集要項等に定める。

(忠岡町クリーンセンター長期包括整備運営管理事業監視委員会（仮称）)

第 92 条 本委託に伴う委託業務、委託料の変更協議に際し、甲が設置する忠岡町クリーンセンター長期包括整備運営管理事業監視委員会（仮称）（以下「委員会」という。）が開催された場合、乙は委員会より関係資料の提出及び会議への出席を求められた場合には、これに協力しなければならない。

(他の市町村からの持ち込みごみの対応)

第 93 条 甲が他の市町村のごみを受け入れる場合、甲は乙に対してその旨を事前に申し入れるものとする。この場合、乙はその処理に係る経費を甲に請求できるものとする。

別紙1 要求水準書（第1条第8号関係）

（目的）

第1条 本要求水準書は、本委託を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とし、本契約書の各条項に関する要求水準等を定めるものである。

（要求水準書の位置付）

第2条 本要求水準書は、本契約締結に際し、甲と乙の間で行われた協議により、甲乙が合意した事項及び本委託の事業者選定に際し、甲が乙に配布した一連の書類及び乙が甲に提出した関連書類の内容を含めて定められるものである。

2 前項の規定により、甲及び乙は本契約書と同様に本要求水準書に定められた諸事項について、その義務を負う。

（義務等の違反）

第3条 前条第2項の規定により、本要求水準書に関し、甲又は乙がその果たすべき義務に違反若しくは不履行があった場合の措置は、本契約書によるものとする。

（要求水準書の疑義）

第4条 本要求水準書の解釈に関して疑義を生じたときは、本契約書によるものとする。

別紙2 委託料支払額（第66条関係）

本契約書に定めるところにより、運営期間の委託料支払額は、以下に示すとおりとする。

表 委託料支払額

総事業費	3,570,000,000 円
平成20年度(移行期間)支払分	70,000,000 円 (21年3月支払い)
平成21年度支払分	356,500,000 円 (21年9月、22年3月 178,250,000×2回支払い)
平成22年度支払分	356,500,000 円 (22年6月支払い)
平成23年度支払分	348,375,000 円 (23年6月支払い)
平成24年度～平成30年度支払分	1年 348,375,000 円×7年(月払い) (29,031,000 円×11ヶ月+29,034,000 円×1ヶ月)

※ 上記金額は、税込み金額である。

リ紙3 委託料の額の変更（第68条関係）

1. 委託料の額の変更

委託料の額の変更は、本委託業務の委託料を構成する各項目について、変動要素を勘案した変更とし、甲と乙は協議により委託料の変更を行うことが出来るものとする。

2. 委託料の変更の基本的な考え方

委託料の変更に関して以下のルールを適用する。

- (1) 委託料が適正であるかどうかの確認は、原則として本契約締結後毎年度実施する。
- (2) 委託料の変更は、本委託業務の委託料を構成する各項目について、基準値を設け、それぞれに±5%もしくは±10%の許容範囲を置く。基準値及び許容範囲については、要求水準書のとおりとする。
- (3) それぞれの基準値の許容範囲を逸脱した場合は、基準値からの増減分を清算対象とする。
- (4) 変動要素の見直し時点から、次回の見直しが行われる時期までに大幅な乖離が生じた場合、甲と乙は協議により変動要素の見直しをすることができるものとする。

3. 委託料の額を変更する条件

委託料の額を変更する条件及び許容範囲等は、要求水準書に定めるものとする。

4. 委託料の変更協議時期等

委託料変更の協議時期は毎年度6月に実施するものとする。なお、初年度においては変更を行わない。

添 付 書 類

忠岡町クリーンセンター
長期包括整備運営管理事業

募集要項

平成20年7月

忠 岡 町

第1節 目的と定義

本事業は、忠岡町（以下「本町」という。）が管理する一般廃棄物処理施設の内、ごみ焼却施設である「忠岡町クリーンセンター」（以下「本施設」という。）について、民間の運営管理能力を活用してより効率的な維持管理や適正処理を行うことを目的とする。

この募集要項（以下「本書」という。）は、本町が、「忠岡町クリーンセンター長期包括整備運営管理事業」（以下「本事業」という。）の企画提案に参加する応募者に対し、企画提案のあり方を説明するために配付するものであり、応募者は本書の内容を踏まえ、企画提案に必要な書類一式を提出することとする。

なお、本書に併せて配付する様式集、要求水準書も本書と一体の資料とし、「募集要項等」と定義する。

第2節 事業の概要

(1) 事業名称

忠岡町クリーンセンター長期包括整備運営管理事業

(2) 施設管理者

忠岡町長 和田 吉衛

(3) 事業場所

大阪府泉北郡忠岡町新浜2丁目5番46号

(4) 事業方式

本事業の事業方式は、運転管理と維持補修整備（大規模改修を含む）を含めた「包括的運営管理委託方式」とする。

(5) 受託者の選定方法

本事業の受託者は、「公募型プロポーザル方式」にて価格面と技術面の双方から選定するものとする。選定に際しては、審査委員会を設置し、審査を行うものとする。なお、審査員は非公開とする。

(6) 事業期間

本事業に係る期間は以下のとおりである。平成20年度については着手後に既存運転事業者との引き継ぎ調整期間（以下「移行期間」という。）を設ける。

- ① 移行期間 平成21年1月1日から平成21年3月31日
- ② 本事業期間 平成21年1月1日から平成31年3月31日の10年3ヶ月間

第3節 契約締結に至るまでのスケジュール（予定）

本事業の契約締結に至るまでのスケジュールは、次のとおり予定している。ただし、応募状況や審査委員会の審査進捗状況等により、予定を変更する場合がある。

募集要項等公示、 募集要項等(第1部)の配布開始	平成20年 7月17日(木)～ 7月29日(火)
募集要項等(第1部)に関する質疑受付	平成20年 7月30日(水)～ 8月 1日(金)
募集要項等(第1部)に関する質疑への回答	平成20年 8月 5日(火)
参加資格審査申請書の受付	平成20年 8月 6日(水)～ 8月 8日(金)
参加資格審査の実施	平成20年 8月11日(月)～ 8月15日(金)
参加資格審査結果の通知	平成20年 8月19日(火)
募集要項等(第2部)の配布開始	
参加資格審査結果に関する説明要求受付	平成20年 8月25日(月)～ 8月27日(水)
参加資格審査結果に関する説明要求への回答	平成20年 8月29日(金)
募集要項等に関する質疑受付	平成20年 9月 1日(月)～ 9月 4日(木)
募集要項等に関する質疑への回答	平成20年 9月10日(水)
企画提案書等の受付	平成20年10月29日(水)～10月31日(金)
技術審査の実施(ヒアリング)	平成20年11月初旬
総合評価の実施	平成20年11月中
総合評価結果の通知、公表 優先交渉権者の決定、公表	平成20年11月下旬～12月上旬
総合評価結果に関する説明要求受付	平成20年12月上旬
総合評価結果に関する説明要求への回答	平成20年12月上旬
契約詳細の詰め	平成20年12月中
議会の議決	平成20年12月中旬
契約の締結	平成20年12月下旬

※ただし、土日、祝日の受付等を行わない。

第4節 応募者に関する条件

(1) 参加資格

① 応募者の構成等

- a. 応募者は、単独の企業、または複数の企業により構成されるグループ（以下「企業グループ」という。）とする。
- b. 企業グループの場合は、代表企業を定め、代表企業が応募手続きを行うものとする。なお、「共同企業体運用準則（昭和62年建設省中建審発第12号）」に基づき結成するものとし、代表企業は企業グループ内の最大出資者（出資比率50%以上）であることとする。
また、参加表明書の提出時に企業グループの構成企業について明らかにし、本事業の遂行にあたって果たす役割等を明確にすること。
- c. 企業グループの場合は、代表企業、構成企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると本町が認めた場合はこの限りではない。
- d. 応募者（企業グループの構成企業を含む）は、他の応募者の構成企業にはなれない。
- e. 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社に該当する企業は、他の応募者の構成企業にはなれない。
- f. 応募者（企業グループの場合は代表企業）は次の条件を満たすものであること。

○建設業法に基づく経営事項審査に係る清掃施設工事の総合評定値が1,000以上である企業。

- g. 応募者は次のすべての個別要件を満たすものであること。企業グループの場合は、プラント補修、土木建築、運転管理、保守点検の各役割を担う構成企業が、該当する個別要件を満たすものであること。

【プラント補修】

○平成19年度までに、国内において国及び地方公共団体またはこれに準じる機関（公社、公団、事業団等）の発注に係る一般廃棄物（ごみ）の全連続燃焼式焼却炉の建設について、元請けとして完了した実績を有する企業もしくは実績を継承している関連子会社。

【土木建築】

○建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建築一式工事もしくは清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けた企業。

【運転管理】

○平成19年度までに、国内において国及び地方公共団体またはこれに準じる機関（公社、公団、事業団等）の発注に係る一般廃棄物処理施設の運転管理について、元請けとして完了した実績を有す

る企業もしくは実績を継承している関連子会社。

【保守点検】

○平成 19 年度までに、国内において国及び地方公共団体またはこれに準じる機関（公社、公団、事業団等）の発注に係る一般廃棄物（ごみ）の全連続燃焼式焼却炉の機械設備（建築機械設備を除く）の保守点検整備について、元請けとして完了した実績を有する企業もしくは実績を継承している関連子会社。

② 応募者（企業グループの構成企業を含む）の制限

次に該当する場合、応募者となることができない。

- a. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する企業。
- b. 本事業の資格審査申請書の受付開始日から優先交渉権者の決定日までの期間に、大阪府内の市町村の指名停止措置を受けた企業。
- c. 過去 1 年間の法人税、事業税、消費税、地方税を滞納している企業。
- d. 下記の法律の規定による申立て等がなされている企業。

○旧商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定による整理開始の申立て若しくは通告

○破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産の申立て

○旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条の規定による和議開始の申立て

○会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て

○民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て

- e. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない企業。

(2) 応募に関する留意事項

① 募集要項等の承諾

応募者は、企画提案書の提出をもって、募集要項等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

② 参加資格の確認

応募者は、参加資格の確認を受けなければならない。

③ 費用負担

企画提案に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

④ 著作権

企画提出書等に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属するものとする。

⑤ 特許権等

企画提案書等に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負うものとする。

⑥ 企画提案書の取り扱い等

- a. 同一の応募者が複数の提案を行うことはできないものとする。
- b. 提出書類の変更及び返却はできないものとする。
- c. 提出された企画提案書は、本事業の事業者選定以外の目的には使用しないものとする。

⑦ 企画提案の無効に関する事項

次に該当する企画提案は無効とする。

- a. 委任状の提出がない代理人の行った企画提案。
- b. 共謀結託したと認められる者の行った企画提案。
- c. 記名押印のない企画提案。

⑧ 応募者が1社の場合の取り扱い

応募者が1社であった場合も、評価基準に従い企画提案の審査を行うものとする。

⑨ その他

募集要項等に定めるもののほか、企画提案に当たって必要な事項が生じた場合は、応募者に通知するものとする。

第5節 企画提案に関する手続き

(1) 募集要項等（第1部）

① 募集要項等（第1部）の構成

募集要項等（第1部）は、下記の書類により構成される。

- a. 募集要項（本書）
- b. 要求水準書
- c. 要求水準書 添付資料1
- d. 様式集1（参加資格審査申請に関する様式集）

② 募集要項等（第1部）の配布

募集要項等（第1部）は、以下のとおり配布する。なお、配布期間中は本町ホームページでも公表するものとする。

- a. 配布期間 : 平成20年7月17日（木）～7月29日（火）
- b. 配布時間 : 9時～17時（ただし、12時から13時除く）
- c. 配布場所 : 第7節に示す連絡先

(2) 参加資格審査

① 募集要項（第1部）に関する質疑

- a. 受付期間 : 平成20年7月30日（水）～8月1日（金）
- b. 受付時間 : 9時～17時
- c. 送付先 : 第7節に示す連絡先
- d. 質疑方法 : FAX（送信後電話にて受信確認を行うこと。）
- e. 様式 : 様式第1号

② 募集要項（第1部）に関する質疑への回答

- a. 回答日 : 平成20年8月5日（火）
- b. 回答方法 : 全応募者に対してFAXにて回答する。

③ 参加資格審査申請書の提出

参加資格審査申請は、次に示すとおり正本1部を提出すること。

- a. 受付期間 : 平成20年8月6日（水）～8月8日（金）
- b. 受付時間 : 9時～17時
(ただし、持参の場合は12時から13時除く)
- c. 送付先 : 第7節に示す連絡先
- d. 提出方法 : 持参または郵送（8月8日17時必着）
- e. 様式 : 様式第2号～第6号

④ 参加資格審査結果の通知

- a. 通知日 : 平成20年8月19日(火)
- b. 通知方法 : 全応募者に対して書面により結果を通知する。

⑤ 参加資格審査結果に関する説明要求受付

参加資格審査結果についての説明を求める場合は、次に示すとおり書面により申し出ること。

- a. 受付期間 : 平成20年8月25日(月)～8月27日(水)
- b. 受付時間 : 9時～17時
(ただし、持参の場合は12時から13時除く)
- c. 送付先 : 第7節に示す連絡先
- d. 提出方法 : 持参または郵送(8月27日17時必着)

④ 参加資格審査結果に関する説明要求への回答

- a. 回答日 : 平成20年8月29日(金)
- b. 通知方法 : 説明を求めた応募者に対して書面により説明を行う。

(3) 募集要項等(第2部)

① 募集要項等(第2部)の構成

募集要項等(第2部)は、下記の書類により構成される。

- a. 要求水準書 添付資料2
- b. 様式集2(企画提案に関する様式集)

② 募集要項等(第2部)の配布

募集要項等(第2部)は、以下のとおり配布する。

- a. 配布期間 : 平成20年8月19日(火)
- b. 配布方法 : 参加資格審査の結果参加資格が認められた応募者
(以下「参加資格者」という。)に対して、参加資格審査結果通知とともに送付する。

(4) 企画提案

① 募集要項(第2部)に関する質疑

- a. 受付期間 : 平成20年9月1日(月)～9月4日(木)
- b. 受付時間 : 9時～17時
- c. 送付先 : 第7節に示す連絡先
- d. 質疑方法 : FAX(送信後電話にて受信確認を行うこと。)
- e. 様式 : 様式第1号

② 募集要項（第2部）に関する質疑への回答

- a. 回答日 : 平成20年9月10日（水）
- b. 回答方法 : 全参加資格者に対してFAXにて回答する。

③ 企画提案書等の提出

企画提案書は、次に示すとおり正本1部、副本10部を提出すること。なお、副本においては、企業名やロゴマーク等、応募者を特定できる表現は行わないものとする。

- a. 受付期間 : 平成20年10月29日（水）～10月31日（金）
- b. 受付時間 : 9時～17時
(ただし、持参の場合は、12時から13時除く)
- c. 送付先 : 第7節に示す連絡先
- d. 提出方法 : 持参または郵送（10月31日17時必着）
- e. 様式 : 募集要項（第2部）に示す様式

(5) 総合評価

① 形式審査

提出された企画提案書等について、審査委員会において次のとおり形式審査を行う。

- a. 書類の不備がないか
- b. 不整合がないか
- c. 要求水準を満たしているか
- d. その他

② 技術審査（ヒアリング）

形式審査の結果最終審査の対象となった参加資格者（以下「最終審査対象者」という。）に対して、ヒアリングを実施する。

- a. 実施日 : 平成20年11月初旬（対象者には事前に通知を行う）

③ 総合評価

技術審査（ヒアリング）を踏まえて、企画提案書と見積りに対して、次のとおり技術評価点と価格評価点を算出し、総合評価点をつける。総合評価点の最も高い企業を優先交渉権者とする。

- a. 審査期間 : 平成20年11月中
- b. 審査方法 : 第8節に示す評価基準

④ 総合評価結果の通知、公表及び優先交渉権者の決定、公表

- a. 通知日 : 平成20年11月下旬～12月上旬
- b. 通知方法 : 全最終審査対象者に対して書面により結果を通知する。なお、通知後速やかに本町ホームページでも公表するものとする。

⑤ 総合評価結果に関する説明要求受付

総合評価結果についての説明を求める場合は、次に示すとおり書面により申し出ること。

- a. 受付期間 : 平成20年12月上旬
- b. 送付先 : 第7節に示す連絡先
- c. 提出方法 : 持参または郵送

⑥ 総合評価結果に関する説明要求への回答

- a. 回答日 : 平成20年12月上旬
- b. 通知方法 : 説明を求めた最終審査対象者に対して書面により説明を行う。

(6) 契約詳細の詰め

本町と優先交渉権者は、契約の締結のために契約詳細の詰めを行うものとする。なお、これは募集要項等に示す基本的事項の詳細について詰め、契約書を作成するための行為であり、募集要項等に規定された内容及び条件の変更は原則行わないものとする。

(7) 契約の締結

議会の議決後、本町と優先交渉権者とが忠岡町クリーンセンター長期包括整備運営管理事業に係る契約を締結する。これをもって、優先交渉権者を受託者とする。

(8) その他

① 「忠岡町入札参加資格者名簿」への登録

優先交渉権者が「役務」に係る「忠岡町入札参加資格者名簿」に登録していない場合は、仮契約締結後、次の指名登録業者受付期間内に登録手続きを行うものとする。登録手続きの窓口は、忠岡町町長公室総務課とする。なお、優先交渉権者が企業グループの場合、「プラント補修」及び「土木建築」のみを担当する構成企業は、登録手続きの必要がない。

② 参加の辞退

応募者、参加資格者、最終審査対象者は、いつでも参加を辞退することができる。参加を辞退する場合は、次のとおり手続きを行うものとする。

- a. 受付期間 : 辞退決定後すぐ
- b. 受付時間 : 9時～17時
(ただし、持参の場合 12時から 13時を除く)
- c. 送付先 : 第7節に示す連絡先
- d. 提出方法 : 持参または郵送
- e. 様式 : 募集要項(第2部)に示す様式

③ 契約の締結を行わない場合

優先交渉権者が契約の締結を行わない場合は、最終審査対象者のうち総合評価における得点の高い企業から順に契約詳細の詰めを行い、受託者を決定することができる。

第6節 事業実施に関する事項

(1) 本町による事業の実施状況のモニタリング

① モニタリング内容

本町は、受託者の事業実施状況の把握を目的として、本町の承諾を得た各業務に関する計画書等をもとに、定期的又は随時に書面及び現地調査等によりモニタリングを行う。

- a. 大規模改修時のモニタリング
- b. 定期モニタリング
- c. 常時モニタリング

② 改善勧告

本町は、モニタリング等を踏まえ、次のような事項が発生した場合、受託者に対して改善勧告を行い、改善策の提出、実施を求めることができるものとする。

- a. 契約内容を満たしていない場合
- b. 財務状況報告で連続して税引前純利益で赤字を計上した場合
- c. その他

第7節 連絡先

本事業に関する連絡先は、次のとおりである。

[担 当 部 署] 忠岡町役場 住民部 生活環境課
[住 所] 〒595-0805 大阪府泉北郡忠岡町忠岡東1丁目34番1号
[電 話] 0725 - 22 - 1122 (代表)
[F A X] 0725 - 22 - 1128
[U R L] <http://www.town.tadaoka.osaka.jp/>

第8節 評価基準

(1) 予定価格

3,632,700,000 円 (税込み)

(2) 総合評価点の算出

価格評価点と技術評価点の合計によって総合評価点を算出し、予定価格を超過していない最終審査対象者のうち総合評価点が最も高い企業を優先交渉権者とする。

総合評価点 = 価格評価点 + 技術評価点

総合評価点は 100 点満点とする。

価格評価点と技術評価点の割合は、40 : 60 とする。

(3) 価格評価点の算出

次の式に基づいて、見積り金額を点数化する。なお、ここでいう最低価格とは、見積り金額の中で最も安い金額を指す。また、評価点は、小数点以下第2位を四捨五入し第1位まで求める。

価格評価点 = {((予定価格 - 入札価格) ÷ (予定価格 - 最低価格)) × 40 点 + (最低価格 ÷ 入札価格) × 40 点} ÷ 2

(4) 技術評価点の算出

① 評価項目と配点

評価項目と配点は、次のとおりとする。

評価項目		評価のポイント	配点
全体計画 収支計画	方針等	○本事業の目的を踏まえた事業方針	6
		○地域住民・見学者への対応、情報提供への考え方	
		○実施体制の適切性、合理性	
	財務力	○企業の財務的な信用力	8
		○資金調達計画の妥当性、確実性	
	リスク 管 理	○安定的な事業継続のための工夫	6
○リスクの認識と対応策の実効性			
運転管理 計 画	技術力	○円滑な業務の引き継ぎのための提案	10
		○運転管理に関する提案技術の実績、信頼性	
		○運転、維持管理計画の妥当性及び工夫	
	変化へ の対応	○ごみ量変化への対応（貯留方法含む）	4
		○ごみ質変化への対応	
	リスク 管理等	○故障及び事故に対する安全対策、非常時の対応	6
○自主モニタリングの実施体制			
○事業終了後1年にわたる性能維持に関する提案			
維持補修 整備計画	技術力	○維持補修整備に関する提案技術の実績、信頼性	20
		○大規模改修計画の妥当性及び工夫	
		○スケジュール遅延に対する認識、対応	
		○10年間に渡る効率的な維持補修整備計画の提案	
		○点検、修繕計画の妥当性及び工夫	
合 計			60

② 参加資格者数に応じた点数の算出

各評価項目の配点から各参加資格者の点数を算出する方法は、次のとおりとする。

応募者数	配点割合				
	1位	2位	3位	4位	5位
2者	100%	60%			
3者	100%	70%	40%		
4者	100%	80%	60%	40%	
5者	100%	85%	70%	55%	40%

例) 応募者が3者（A社、B社、C社）で以下の配点及び順位の場合

○配点：「運転管理計画」の「技術力」＝配点10点

○順位：1位＝B社、2位＝A社、3位＝C社

A社の「運転管理計画」「技術力」の得点＝ $10 \times 70\% = 7$ 点

- 以上 -

忠岡町クリーンセンター
長期包括整備運営管理事業

様式集 1

平成20年7月

忠 岡 町

(様式第1号①)

質 疑 書

平成 年 月 日

忠 岡 町 長 殿

会社名

所在地

担当者 部署:

氏名:

連絡先 電話:

FAX:

電子メール:

平成20年7月17日付で公示のありました「忠岡町クリーンセンター長期包括整備運営管理事業」の募集要項(第1部)募集要項(第2部)について、下記のとおり質問します。

質疑 No.	質疑を行う 資料の名称	資料の ページ	質疑内容

※「募集要項(第1部)」又は「募集要項(第2部)」のうち該当しないものを二重線で消すこと。

(様式第1号②)

質 疑 書

平成 年 月 日

会社名

印

質疑 No.	質疑を行う 資料の名称	資料の ページ	質疑内容

※質疑が2枚以上に渡る場合は、2枚目以降は(様式第1号②)を使用すること。

(様式第2号)

参加資格審査申請書

平成 年 月 日

忠 岡 町 長 殿

会社名

所在地

担当者 部署:

氏名:

連絡先 電話:

FAX:

電子メール:

印

平成 20 年 7 月 17 日付で公示のありました「忠岡町クリーンセンター長期包括整備運営管理事業」の公募型プロポーザルに参加を希望しますので、下記のとおり書類を添付して申請します。

添 付 書 類

1. 様式第3号 (応募者等の構成)
2. 様式第4号 (委任状 (単独の企業が参加を希望する場合は不要とする。))
3. 様式第5号 (参加資格の確認)
4. 様式第5号の添付書類
5. 様式第6号 (誓約書)
6. 経営事項審査結果通知書の写し
7. 印鑑証明書
8. 登記簿謄本

※企業グループの場合は、代表企業が申請を行うこと。

応募者等の構成

会社名



1. 代表企業	会社名			
	所在地			
	代表者氏名			
	担当者	氏名		
		所属・役職		
		電話 / FAX	/	
		電子メール		
出資比率				
事業の役割	プラント補修 / 土木建築 / 運転管理 / 保守点検			
2. 構成企業	会社名			
	所在地			
	代表者氏名			
	担当者	氏名		
		所属・役職		
		電話 / FAX	/	
		電子メール		
出資比率				
事業の役割	プラント補修 / 土木建築 / 運転管理 / 保守点検			
3. 構成企業	会社名			
	所在地			
	代表者氏名			
	担当者	氏名		
		所属・役職		
		電話 / FAX	/	
		電子メール		
出資比率				
事業の役割	プラント補修 / 土木建築 / 運転管理 / 保守点検			

※単独の企業が参加を希望する場合は、「1. 代表企業」の欄に記入すること。

※企業グループの場合は、代表企業が様式の記入を行うこと。

※単独の企業が参加を希望する場合は、出資比率の記入は不要とする。

※「事業の役割」のうち該当しないものを二重線で消すこと。

なお、単独の企業が参加を希望する場合は、全て該当するものとする。

(様式第4号)

委任状

平成 年 月 日

忠岡町長 殿

構成企業	会社名	印
	所在地	
	代表者氏名	
構成企業	会社名	印
	所在地	
	代表者氏名	

下記の法人を企業グループの代表企業とし、参加資格審査申請書の提出日から事業完了日まで「忠岡町クリーンセンター長期包括整備運営管理事業」に係る下記の権限を委任します。

ただし、事業期間内に契約を締結したものに係る支払代金又は保証金及び保証物の請求、領収については、事業完了後もなお委任の効力を有するものとします。

受任者 (代表企業)	会社名
	所在地
	代表者氏名
事業名称	忠岡町クリーンセンター長期包括整備運営管理事業
委任事項	1. 上記事業に関して企画提案（見積り含む）を行う権利 2. 上記事業に関して参加を辞退する権利 3. 上記事業に関して忠岡町と折衝する権利 4. 上記事業に関して委託料の請求・受領を行う権利 5. 上記事業に関して企業グループに属する財産を管理する権利

※単独の企業が参加を希望する場合は、(様式第4号)は不要とする。

【記入例】 参加資格の確認

(様式第5号①) プラント補修個別要件

(例)	発注者名	〇〇広域事務組合		
	受注者名	株式会社〇〇		
	契約期間	平成 17 年 4 月	～ 平成 19 年 3 月	
	契約名称	〇〇清掃工場建設工事		
	受注形態	委託(従来) / 委託(包括) / PFI / その他()		
	施設概要	施設名称	〇〇清掃工場	
		焼却炉型式	流動床炉	
		処理能力	40 t × 24 h × 2 炉	
		特記事項		

(様式第5号②) 土木建築個別要件

申請者名	会 社 名 株式会社〇〇	
	代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇	
許可区分	国土交通大臣許可 / (大阪府) 知事許可	
許可番号	特 (99) 第 (999999) 号	

(様式第5号③) 運転管理個別要件

(例)	発注者名	〇〇町		
	受注者名	株式会社〇〇サービス		
	契約期間	平成 15 年 4 月	～ 平成 18 年 3 月	
	契約名称	〇〇衛生センター包括複数年運転管理委託		
	受注形態	委託(従来) / 委託(包括) / PFI / その他()		
	施設概要	施設名称	〇〇衛生センター	
		施設の種類	汚泥再生処理センター	
		施設規模	50k l / 日	
		特記事項	運転管理とユーティリティ管理の一括受注	

(様式第5号④) 保守点検個別要件

(例)	発注者名	〇〇市		
	受注者名	株式会社〇〇メンテナンス		
	契約期間	平成 18 年 4 月	～ 平成 19 年 3 月	
	契約名称	〇〇クリーンセンター維持補修工事		
	受注形態	委託(従来) / 委託(包括) / PFI / その他()		
	施設概要	施設名称	〇〇クリーンセンター	
		焼却炉型式	流動床炉	
		処理能力	30 t × 24 h × 2 炉	
		特記事項		

(様式第5号①)

参加資格の確認 (プラント補修個別要件)

会社名

⑤

平成19年度までに、国内において国及び地方公共団体またはこれに準じる機関（公社、公団、事業団等）の発注に係る一般廃棄物（ごみ）の全連続燃焼式焼却炉の建設について、元請けとして完了した実績は、下記のとおりです。

1.	発注者名			
	受注者名			
	契約期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月		
	受注形態	委託(従来) / 委託(包括) / PFI / その他()		
	施設概要	施設名称		
焼却炉型式				
処理能力		t ×	h × 炉	
特記事項				
2.	発注者名			
	受注者名			
	契約期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月		
	受注形態	委託(従来) / 委託(包括) / PFI / その他()		
	施設概要	施設名称		
焼却炉型式				
処理能力		t ×	h × 炉	
特記事項				
3.	発注者名			
	受注者名			
	契約期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月		
	受注形態	委託(従来) / 委託(包括) / PFI / その他()		
	施設概要	施設名称		
焼却炉型式				
処理能力		t ×	h × 炉	
特記事項				

※企業グループの場合は、(様式第3号)において「事業の役割」を「プラント補修」とした構成企業の実績を示すこと。

※上記の実績を証明するものとして、契約書の鏡等（記入事項が明記されている部分）の写しを添付すること。

※実績を継承する関連子会社の場合は、実績を継承することを証明する書類を添付すること。

※4件以上の実績を示す場合は、(様式第5号①)を複数枚提出してもよい。その際は、適宜通し番号を修正すること。

(様式第 5 号②)

参加資格の確認（土木建築個別要件）

会社名

㊞

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく建築一式工事もしくは清掃施設工事に係る特定建設業の許可の状況は、下記のとおりです。

申請者名	会 社 名
	代表者氏名
許可区分	国土交通大臣許可 / () 知事許可
許可番号	特 - () 第 () 号

※企業グループの場合は、(様式第 3 号)において「事業の役割」を「土木建築」とした構成企業の許可の状況を示すこと。

※上記の許可を証明するものとして、許可通知書の写しを添付すること。

参加資格の確認 (運転管理個別要件)

会社名

㊞

平成19年度までに、国内において国及び地方公共団体またはこれに準じる機関（公社、公団、事業団等）の発注に係る一般廃棄物処理施設の運転管理について、元請けとして完了した実績は、下記のとおりです。

1.	発注者名		
	受注者名		
	契約期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月	
	受注形態	委託(従来) / 委託(包括) / PFI / その他()	
	施設概要	施設名称	
		施設の種類	
		施設規模	
		特記事項	
2.	発注者名		
	受注者名		
	契約期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月	
	受注形態	委託(従来) / 委託(包括) / PFI / その他()	
	施設概要	施設名称	
		施設の種類	
		施設規模	
		特記事項	
3.	発注者名		
	受注者名		
	契約期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月	
	受注形態	委託(従来) / 委託(包括) / PFI / その他()	
	施設概要	施設名称	
		施設の種類	
		施設規模	
		特記事項	

※企業グループの場合は、(様式第3号)において「事業の役割」を「運転管理」とした構成企業の実績を示すこと。

※上記の実績を証明するものとして、契約書の鏡等（記入事項が明記されている部分）の写しを添付すること。

※実績を継承する関連子会社の場合は、実績を継承することを証明する書類を添付すること。

※4件以上の実績を示す場合は、(様式第5号③)を複数枚提出してもよい。その際は、適宜通し番号を修正すること。

参加資格の確認 (保守点検個別要件)

会社名

㊞

平成19年度までに、国内において国及び地方公共団体またはこれに準じる機関（公社、公団、事業団等）の発注に係る一般廃棄物（ごみ）の全連続燃焼式焼却炉の機械設備（建築機械設備を除く）の保守点検整備について、元請けとして完了した実績は、下記のとおりです。

1.	発注者名					
	受注者名					
	契約期間	平成	年	月 ~ 平成	年	月
	受注形態	委託(従来) / 委託(包括) / PFI / その他()				
	施設概要	施設名称				
焼却炉型式						
処理能力		t ×	h ×	炉		
特記事項						
2.	発注者名					
	受注者名					
	契約期間	平成	年	月 ~ 平成	年	月
	受注形態	委託(従来) / 委託(包括) / PFI / その他()				
	施設概要	施設名称				
焼却炉型式						
処理能力		t ×	h ×	炉		
特記事項						
3.	発注者名					
	受注者名					
	契約期間	平成	年	月 ~ 平成	年	月
	受注形態	委託(従来) / 委託(包括) / PFI / その他()				
	施設概要	施設名称				
焼却炉型式						
処理能力		t ×	h ×	炉		
特記事項						

※企業グループの場合は、(様式第3号)において「事業の役割」を「保守点検」とした構成企業の実績を示すこと。

※上記の実績を証明するものとして、契約書の鏡等（記入事項が明記されている部分）の写しを添付すること。

※実績を継承する関連子会社の場合は、実績を継承することを証明する書類を添付すること。

※4件以上の実績を示す場合は、(様式第5号④)を複数枚提出してもよい。その際は、適宜通し番号を修正すること。

(様式第6号)

誓 約 書

忠 岡 町 長 殿

「忠岡町クリーンセンター長期包括整備運営管理事業」の公募型プロポーザルに参加するにあたり、提出するすべての書類に記載する内容が事実と相違ないことを誓約します。

平成 年 月 日

代表企業	会 社 名 所 在 地 代表者氏名	印
構成企業	会 社 名 所 在 地 代表者氏名	印
構成企業	会 社 名 所 在 地 代表者氏名	印

※単独の企業が参加を希望する場合は、「代表企業」の欄に記入し、「構成企業」欄には斜線を引くこと。

忠岡町クリーンセンター
長期包括整備運営管理事業

様式集 2

平成20年8月

忠 岡 町

【記入要領】 企画提案書

分類	配点	評価項目	記入要領
全体計画 収支計画	方針等	6	事業方針 直接職入者（住民）への対応、見学者への対応、町への情報提供の提案 手持ち工事件数 （参加資格審査申請書様式第2号の添付書類6、経営事項審査結果通知書の写しをもって評価する）
	財源力	8	資金調達計画 事業を安定的に継続するための工夫 想定されるリスクとその対応策 現運転委託業者からの引き継ぎ、将来運転委託業者への引き継ぎの提案 配置予定者の人数（日勤、直勤）、資格、技能、組織図 用役の調達についての努力、提案 各規制値に対する目標値、規制値を達成するための対策、その他環境対策 （様式第8～10号も評価対象とする）
	リスク管理	6	ごみ量が長期的に変動し、計画ごみ量を大幅に上回った場合の対応 ごみ量が長期的に変動し、計画ごみ量を大幅に下回った場合の対応 一時的に多量のごみを受け入れた場合の対応 補修等でごみの廃却が滞った場合の対応
	技術力	10	ごみ質が長期的に変動し、計画ごみ質の範囲を超えた場合の対応 ごみ質が急激に高質化へ変動した場合の対応 ごみ質が急激に低質化へ変動した場合の対応 故障、事故、火災防止対策 停電、地震、火災発生時の措置 モニタリング計画 性能維持に関する提案 （参加資格審査申請書様式第5号をもって評価する） 工事中の環境対策、維持管理に配慮した対策、施工計画の提案 ※設計図書及び工事工程表を添付すること 大規模改修工事遅延防止対策、遅延時の対応 点検、修繕の調達についての努力、提案 （様式第11号も評価対象とする）
運転管理 計画	変化への対応	4	ごみ量変化への対応（貯留方法含む） ごみ質変化への対応
	リスク管理	6	故障及び事故に対する安全対策、非常時の対応 自主モニタリングの実施体制 事業終了後1年以内の性能維持に関する提案 維持補修整備に関する提案技術の実績、信頼性 大規模改修計画の妥当性及び工夫
維持補修 整備計画	技術力	20	スケジューリング遅延に対する認識、対応 点検、修繕計画の妥当性及び工夫
事業費	見積額	40	大規模改修費、運転管理費（人件費）、用役費、点検、修繕費 木事業にかかる見積額合計 （様式第10号、様式第12～14号に内訳を示すこと）

(様式第7号①)

平成 年 月 日

忠 岡 町 長 殿

忠岡町クリーンセンター
長期包括整備運営管理事業

企 画 提 案 書

会 社 名		
代表者氏名		
所 在 地		
担 当 者	部署:	氏名:
連 絡 先	電話:	FAX:
	電子メール:	

※副本の場合は、上表を削除して使用すること。

※様式第7号①～⑧を袋綴じし割印をすること。

※このページ以降、記入欄の大きさは自由に変更してよい。

(様式第7号②)

全体計画・収支計画

○方針等

[配点] 6点

本事業の目的を踏まえた事業方針

地域住民・見学者への対応、情報提供への考え方

実施体制の適切性、合理性

(様式第7号③)

全体計画・収支計画

○財務力

[配点] 8点

資金調達計画の妥当性、確実性

○リスク管理

[配点] 6点

安定的な事業継続のための工夫

リスクの認識と対応策の実効性

(様式第7号④)

運転管理計画

○技術力

[配点] 10点

円滑な業務の引き継ぎのための提案

運転管理に関する提案技術の実績、信頼性

運転、維持管理計画の妥当性及び工夫

(様式第7号⑤)

運転管理計画

○変化への対応

[配点] 4点

ごみ量変化への対応 (貯留方法含む)

ごみ質変化への対応

(様式第7号⑥)

運転管理計画

○リスク管理

[配点] 6点

故障及び事故に対する安全対策、非常時の対応

自主モニタリングの実施体制

事業終了後1年にわたる性能維持に関する提案

(様式第7号⑦)

維持補修整備計画

○技術力

[配点] 20点

大規模改修計画の妥当性及び工夫

※設計図書及び工事工程表を添付すること。

スケジュール遅延に対する認識、対応

点検、修繕計画の妥当性及び工夫

(様式第 7 号⑧)

事業費

○見積額

[配点] 40 点

大規模改修費、運転管理費（人件費）、用役費、点検・修繕費

¥												円
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

※見積額は、様式第 10 号、様式第 12～14 号に示す内訳の合計と整合していること。

会社名

代表者氏名

印

所在地

年間運動計畫表

会社名 年 月 日

「運転」「点検・補修」「分析測定」に該当する予定日のセルを黒で塗りつぶすこと。

[illegible]

「分析項目」「検体数」「頻度」を記述し、実施予定月のセルを黒で塗りつぶすこと。

[illegible]

各用役費について記述すること。

	年度別使用量										年度別費用										単位	合計						
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	単位		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26			H27	H28	H29	H30		
												単位	単位															
基本料金																										千円		
電気使用料金																										千円		
計																										千円		
基本料金																										千円		
水道使用料金																										千円		
計																										千円		
燃料代																										千円		
計																										千円		
薬品代	排ガス																									千円		
	処理																									千円		
	飛灰																									千円		
	処理																									千円		
	排水																									千円		
	処理																									千円		
	その他																									千円		
	計																									千円		
	油																										千円	
	脂																										千円	
類																										千円		
計																										千円		
消耗品																										千円		
費																										千円		
等																										千円		
計																										千円		
用役費合計																										千円		

※記入欄は適宜追加してよい。
※「年間使用量」「単価」欄は単位も記述すること。

年度別点検・修繕計画表

平成 年 月

会社名

「点検・修繕対象機器」「具体的内容」「周期」を記述し、実施予定年のセルを黒で塗りつぶすこと。

点検・修繕対象機器		具体的内容	周期	年度										備考
				H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30		
受入供給設備			回/ 年											
			回/ 年											
			回/ 年											
			回/ 年											
			回/ 年											
燃焼設備			回/ 年											
			回/ 年											
			回/ 年											
			回/ 年											
			回/ 年											
燃焼ガス冷却			回/ 年											
			回/ 年											
			回/ 年											
			回/ 年											
			回/ 年											
排ガス処理設備			回/ 年											
			回/ 年											
			回/ 年											
			回/ 年											
			回/ 年											
給排水設備			回/ 年											
			回/ 年											
			回/ 年											
			回/ 年											
			回/ 年											
排水処理設備			回/ 年											
			回/ 年											
			回/ 年											
			回/ 年											
			回/ 年											
通風設備			回/ 年											
			回/ 年											
			回/ 年											
			回/ 年											
			回/ 年											
灰出設備			回/ 年											
			回/ 年											
			回/ 年											
			回/ 年											
			回/ 年											
共通・雑設備			回/ 年											
			回/ 年											
			回/ 年											
			回/ 年											
			回/ 年											

※「点検・修繕対象機器」は、要求水準書（第2部）添付資料の「機器リスト」を参照とすること。

※「具体的内容」には、法定点検、内部清掃、〇〇点検、〇〇修繕等、具体的に示すこと。

※適宜行を追加すること。また、平成21年度にも点検・修繕を行う場合は、列を追加すること。

※ごみビット及び煙突は大規模改修工事の対象外ではあるが、施設の運営上必要となる点検や清掃・塗装等のメンテナンスは行うものとする。

大規模改修工事費年度別内訳明細書

平成 年 月 日
印

会社名

備ごとの具体的工事内容と、年度別及び合計の大規模改修工事費を記述すること。

単位：千円

工事名	大規模改修工事費			備考
	合計	平成20年度	平成21年度	
規模改修工事				
受入供給設備				
燃焼設備				
燃焼ガス冷却設備				
排ガス処理設備				
給排水設備				
排水処理設備				
通風設備				
灰出設備				
共通・雑設備				

適宜行を追加し、「工事名」欄に設備ごとの具体的な工事内容を記述すること。

その際、備考欄には「新設」「更新」「改造」「補修」等に区分を記述すること。

平成20年度・平成21年度以外に大規模改修工事を行う場合は、適宜列を追加すること。

大規模改修工事費年度別内訳明細書

平成 年 月

会社名

設備ごとの具体的な工事内容と、年度別及び合計の大規模改修費を記述すること。

単位：

工事名	大規模改修費			備考
	合計	平成20年度	平成21年度	
大規模改修工事（つづぎ）				
電気設備				
計装設備				
土木建築				
撤去				
その他				
直接工事費計				
共通仮設費				
現場管理費				
一般管理費				
工事価格計				
消費税相当額				
工事費計				

※適宜行を追加し、「工事名」欄に設備ごとの具体的な工事内容を記述すること。

その際、備考欄には「新設」「更新」「改造」「補修」等に区分を記述すること。

※平成20年度・平成21年度以外に大規模改修工事を行う場合は、適宜列を追加すること。

「運轉費」「分析測定費」を記述すること。

[illegible]

※適宜行を追加し、「運転費」「分析測定費」の内訳を記述すること。

点検・修繕費年度別内訳明細書

(様式第11号)

平成 年 月

会社名

「点検・修繕対象機器」及び実施予定年の点検・修繕費を記述すること。

単位

点検・修繕対象機器		年度									合
		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
受入供給設備											
燃焼設備											
燃焼ガス冷卻設備											
排ガス処理設備											
給排水設備											
排水処理設備											
通風設備											
灰出設備											
共通・雑設備											
合計											

※「点検・修繕対象機器」及び点検・修繕実施予定年は、様式第11号と整合していること。

※適宜行を追加すること。また、平成21年度にも点検・修繕を行う場合は、列を追加すること。

忠岡町クリーンセンター
長期包括整備運営管理事業

要求水準書

平成20年7月

忠 岡 町

第1章 総 則

第1節 事業の目的

本事業は、忠岡町（以下「本町」という。）が管理する一般廃棄物処理施設の内、ごみ焼却施設である「忠岡町クリーンセンター」（以下「本施設」という。）について、民間の運営管理能力を活用してより効率的な維持管理や適正処理を行うことを目的とする。

本要求水準書は、本事業の基本的な内容について要求するサービス水準を示すものであり、本事業の目的達成のために必要な設備あるいは業務等については、募集要項等（募集要項、要求水準書等）に明記されていない事項であっても、民間事業者（以下「受託者」という。）の責任により全て完備あるいは遂行するものとする。

第2節 事業の概要

本事業は、収集又は直接搬入される焼却対象ごみについて本施設にて適正に焼却処理を行い、受託者が本施設の運転、維持管理、維持補修整備を含めた長期的・包括的な運転管理（以下「運転管理」という。）を実施するものである。

また、本町は運転管理を委託する期間（以下「事業期間」という。）にわたって施設を所有し、受託者は本施設を運転管理するものとする。

受託者は事業期間において本施設の運転管理に必要な調達を自ら行うものとするが、本施設は、既に運転を民間運転事業者（以下「既存運転事業者」という。）に委託しているため、受託者は定められた移行期間内に、円滑に既存運転事業者から引き継ぎを行うものとする。

第3節 事業の名称

忠岡町クリーンセンター長期包括整備運営管理事業

第4節 施設の概要

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| (1) 事業場所 | 大阪府泉北郡忠岡町新浜2丁目5番46号 |
| (2) 敷地面積 | 約 10,034m ² |
| | ① 工場棟 鉄筋コンクリート一部鉄骨造 |
| | 延床面積 1,877.58m ² |
| | ② 管理棟 鉄筋コンクリート造 |
| | 延床面積 214.09m ² |
| (3) 施設規模 | 30 t/日 (30 t/24 時間×2 炉) ただし、1 炉は予備炉 |
| (4) 処理方式 | 全連続燃焼式焼却炉 (流動床式) |

第5節 事業期間

本事業に係る期間は以下のとおりである。平成20年度については着手後に既存運転事業者との引き継ぎ調整期間（以下「移行期間」という。）を設ける。

- (1) 移行期間 平成21年1月1日から平成21年3月31日
- (2) 本事業期間 平成21年1月1日から平成31年3月31日の10年3ヶ月間

第6節 事業の内容

本事業の内容について、「第2章 事業内容」に記載する内容とする。

第7節 費用の負担

本事業に伴う必要な経費の分担は次のとおりとする。

(1) 本町が負担する経費（本事業範囲外）

- ① 本施設へのごみの搬入（収集運搬委託）費
- ② 焼却残さ及び処理飛灰の場外搬出及び処分費
- ③ 不燃物及び資源物の場外搬出及び処理・処分費
- ④ 土木建築設備の漏水、防食対策、クラック等補修費
- ⑤ 外部委託費等
 - a. 消防設備点検費
 - b. 電気保安協会委託費
 - c. モニタリング業務委託費
 - d. 火災保険料

(2) 受託者が負担する経費

- ① 運転員人件費
- ② ユーティリティ費
 - a. 電気料金
 - b. 水道料金
 - c. 燃料代（灯油・重油等）
 - d. 薬品費（分析試薬含む）

③ 定期点検整備費、維持修繕費

- a. 空調設備点検費
- b. トラックスケール法定点検及び検査費用
- c. し尿浄化槽の清掃
- d. 大規模改修工事(焼却炉更新を含む)
- e. 焼却施設の維持補修
- f. 施設のインフラ(電気、水道、ガス、通信等)の設備の維持補修

④ 公害測定等公的検査費(第三者機関)

- a. ごみ質分析費
- b. 排ガス分析費
- c. 悪臭分析費
- d. 振動・騒音測定費
- e. 処理ダスト分析費
- f. 作業環境測定費

⑤ 手数料の徴収事務

⑥ 警備保障委託費

⑦ 樹木剪定、草刈り等場内環境整備費

⑧ 床ワックス掛け、外部窓拭き等

⑨ 通信費及び通信設備費

⑩ 事業所経費(事務所等は無償貸与)

⑪ 労務経費

⑫ 油脂類・ベルト等機器消耗品費(建築設備及び事務所消耗品を含む)

⑬ 自主点検、自主分析計測費

⑭ その他本契約を履行するために必要な一切の経費

※ 本分担以外に費用負担が発生した場合には、双方協議のうえ負担者を決定する。

第8節 運転管理上の遵守事項

受託者は、委託契約書、要求水準書に基づき、適格な技術体制による本事業を遂行するため、次に掲げる事項を遵守し、運転管理を行わなければならない。

1. 中立性の保持

常に本町の代理者として中立性を保持し、厳正かつ公平に本事業にあたること。

2. 関係法令等の遵守

受託者は、本事業の実施にあたり、下記の関係法令、政令、条例、規則等を遵守しなければならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (2) 環境基本法
- (3) 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、悪臭防止法
- (4) 騒音規制法、振動規制法
- (5) 労働基準法
- (6) 消防法
- (7) 大阪府条例
- (8) ごみ処理施設性能指針
- (9) その他関係する法令等

3. 秘密保持の義務

受託者は、本事業の遂行上知り得た事項について、厳重に管理し、第三者に漏らしてはならない。但し本町に許可を得た事項については除く。

第9節 総括責任者

受託者は、本事業の実施に先立って技術管理者を総括責任者として置き、本町に届けなければならない。

また、総括責任者をもって秩序正しい運転管理を行わなければならない。

第10節 届出等

(1) 受託者は、事業の着手に際し、本町に次の書類を提出しなければならない。

- ① 着手届
- ② 業務実施計画表
- ③ 総括責任者届
- ④ 従事者名簿
- ⑤ 組織表・緊急時連絡体制一覧表
- ⑥ 年度定期整備計画書
- ⑦ 着手前施設状況調書
- ⑧ その他両者が協議して必要と認める書類

(2) 受託者は、大規模改修工事の着手に際し、本町に次の書類を提出しなければならない。

- ① 設計図書
- ② 施工計画書
- ③ 内訳明細書

(3) 受託者は、本町に次の書類を各年度毎に区分し、提出しなければならない。

① 完了届（最終年度のみ）

② 管理報告書（月間報告及び年間報告等）

月間報告書は、原則的に翌月 10 日以内、年間報告書は年度終了後 20 日以内に提出とする。

③ ごみ計量実績業務日報

ごみ計量実績業務日報は、原則的に毎週月曜日に前週分をまとめて提出すること。

④ 整備実施計画書

整備実施計画書は、原則的に年度毎に作成するが、当該年度の開始前に本町に提出し、説明を行うこと。

整備実施の報告は月間報告書にてその内容を報告すること。

⑤ 請求書（毎月）

請求書は、原則的に月間報告書と同時に提出すること。

第 11 節 事務所等の使用

受託者が事業遂行に必要な居室等ならびに建物内備品は本町の業務に支障のない範囲において、事業期間中は無償で利用できるものとするが、清掃等使用上の管理及び損傷等の弁償は、受託者が行うものとする。

また、事業期間が満了する少なくとも 6 カ月前には本町の立会のうえ検査を受けなければならない。

なお、運転管理に必要な事務用品及びパソコン・コピー機・ファックス等は受託者が用意すること。

第 12 節 資料・備品の貸与

受託者が事業遂行に必要な施設完成図書、工具等は本町が無償で貸与するが、貸与備品台帳を作成し、常に保管状況を明らかにし、欠損、紛失があった場合は、受託者の負担において補充しなければならない。

また、事業期間が満了したときは、受託貸与数量を揃え本町の検査を受けたうえで返却するものとする。

第 13 節 有資格者による作業

受託者は、電気工作物、危険物等の設備の取扱については、関係法令に基づく有資格技術者の指示により十分注意をはらって従事させなければならない。

第 14 節 事業の変更等

本町の都合により本事業の内容の一部を変更する場合は両者協議のうえ、

変更することとし、また委託料及び運転期間についても別途協議して決定するものとする。また、下記に示す条件が変更となった場合に本町及び受託者は協議のうえ、委託料の変更を行うことができるものとする。

(1) 搬入ごみ量の変更

第2章第1節2-1(1)③に示す計画焼却処理量に対して10%以上の変動が生じた場合は、ユーティリティに係る部分の委託料の増減を行うことができる。

(2) 電気料金の変更

平成20年4月における電力会社の料金に対して5%以上の変動が生じた場合は、電気料金の増減を行うことができる。

(3) 水道料金の変更

平成20年4月における岸和田市上下水道局の料金に対して5%以上の変動が生じた場合は、水道料金の増減を行うことができる。

(4) 燃料費の変更

平成20年4月における最新の原油価格のRIM価格に対して10%以上の変動が生じた場合は、燃料費の増減を行うことができる。

(5) その他の変更

社会情勢において薬品費、運転管理人件費、その他の諸物価の著しい変動が起こった場合は、下表のとおり委託料の増減を行うものとする。

対 象	基 準	基準年度/基準年月	見直し(変動)幅
搬入ごみ量	要求水準書 第2章 第1節 2-1(1)③ 計画焼却処理量	計画該当年度	±10%
電気料金	基本料金	平成20年4月	±5%
	使用料金		
水道料金	基本料金	平成20年4月	±5%
	使用料金		
燃料費	RIM 価格	平成20年4月	±10%
有害ガス除去薬剤(消石灰)	国内企業物価指数 窯業・土石製品	平成20年4月	±5%
上記以外の薬品	国内企業物価指数 化学製品		
消耗品	企業向けサービス価格指標 (日本銀行)	平成20年4月	±5%
運転管理人件費			
測定分析費			
補修工事費			
点検整備費			

第15節 不可抗力における対応

不可抗力とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動、第三者の行為その他の自然的又は人為的な現象のうち、本町または受託者のいずれの責めにも帰することのできないものを言い、不可抗力により、本事業の一部若しくは全部の履行ができなくなったとき、または著しく困難になったときは、受託者は直ちに本町に通知するものとする。

本町との協議のうえ、不可抗力があったと認められた場合は委託事業における受託者の当該部分に係る履行義務は免れるものとする。

受託者は不可抗力により本事業の一部若しくは全部が実施できなくなった場合、また本施設に重大な損害が生じた場合は本町に発生する損害を最小限にとどめるよう当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、最大限の努力を行うものとする。

第16節 法令変更における対応

運転管理に係る法令変更があった場合は本町と受託者は相互に対応するため、速やかに対応策を検討し、本事業の一部若しくは全部の履行ができなくなるか、または著しく困難になると予想される場合は、受託者は直ちに本町に通知するものとする。

本町との協議のうえ、法令変更に伴う委託事業における受託者の当該部分に係る履行義務は免れるものとする。

受託者は法令変更に伴い本事業の一部若しくは全部が実施できなくなった場合、また本施設の設備に変更が生じる場合は本町に発生する費用を最小限にとどめるよう最大限の努力を行うものとする。

法令変更に伴い、委託料の増減が必要となった場合は本町と受託者は別途協議し、変更を行うものである。

受託者は法令変更に対する対応方法を見直し、運転管理を継続するものとする。

第17節 性能保証

受託者は委託期間中において第2章 2-1 に示す運転条件において同 2-2 に記載する性能保証条件を満足しなければならない。

第18節 損害賠償

受託者が運転操作等において、故意または重大な過失により発生した火災・盗難・破損等により本町に損害を及ぼしたときは、その一切の費用は受託者が負担するものとする。ただし、火災については、本町加入の保険による充当金額を超える費用を受託者が負担するものとする。

また、受託者が正当な理由なくして本施設の一部または全部を故意に運

転休止した場合及び性能保証条件を満足出来ない場合において、本町は休止等により生じた損害（外部処理費等を含む）の程度に応じて委託契約金額を減額することができる。減額対象となった金額についてはその事由が発生した年度に精算する。

第19節 施設改良について

運転管理を効果的に、効率的に実施するため、受託者は本町の承諾を得て、自己の責任と費用により、本施設の一部について、必要な変更又は改良を行なうことができる。

設備等を設置するときは、受託者は事前に本町にその内容を書面により、十分に説明を行い、本町の承諾を得た場合に限るものとし、必要最小限の範囲で本件施設に変更を加えることができる。

本事業期間が終了したときは、受託者は自己の責任と費用により、速やかに変更又は改良した施設を当初設備に復旧し、又は設置した設備を撤去しなければならない。

ただし、本町が受託者に対し、別段の指示を行なった場合は、この限りではない。

第20節 契約の解除等

1. 本町による契約解除に関する事項

本町は受託者に対し、以下の条件が生じた場合は本事業契約を解除することができるものとする。

- (1) 受託者の責に帰すべき事由により、自らの事業を遂行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 本事業契約締結後、事業着手時期に正当な理由なしで事業に着手しないとき。
- (3) 受託者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することが出来ないと認められるとき。

2. 受託者による契約解除に関する事項

受託者は本町に対し、以下の条件が生じた場合は本事業契約を解除できる。

- (1) 本町が所定のごみを搬入しないとき。
- (2) 本町が契約に定めた委託料を支払わないとき。

3. 本町による事業中止に関する事項

本町の都合により、本事業契約を中止する場合がある。その場合は、契約書に定める規約に基づき精算を行うものとする。

4. 本町による事業継続に関する事項

本町の都合により、本事業契約を継続する場合がある。その場合は、本委託契約終了時の3年以上前までに本町と継続使用（契約の継続）について協議するものとする。

第21節 委託料

委託料は契約締結時に各年度金額を決定し、決定した当該年度金額の1/2分の1に相当する金額を毎月支払うものとする。端数が出た場合については各年度の最終支払い月に調整し、支払うものとする。

第22節 役割分担

本施設の性能にかかる技術的な対応は受託者の責任において事業を遂行するものとし、施設管理者として必要な地域住民への対応や行政上の事項については、本町の業務所掌とする。

ただし、不確定な事象については、双方協議のうえ、役割分担する。

第23節 本町によるモニタリング

本町は受託者に対し、以下のモニタリングを行う。その場合、受託者は、必要書類を速やかに本町に提出するとともに、本町に協力して適切に対応すること。

- (1) 大規模改修時のモニタリング
- (2) 定期モニタリング
- (3) 常時モニタリング

第24節 疑義

本要求水準書に定めのない事項または疑義が生じた場合については、別途双方協議のうえ対応するものとする。

第2章 事業内容

第1節 運転管理業務

1. 手数料の徴収事務

粗大ごみ、事業系ごみ、動物死体焼却手数料の徴収を行うこと。徴収した手数料の報告書を作成し、毎月15日及び末日に徴収した手数料を本町役場へ持参すること。

2. 本施設の運転管理

本施設の適正な維持管理を実施するため必要な運転員を確保し、本施設全般の運転を行うこと。

2-1 運転条件

(1) 本施設による焼却

- ① 施設規模 30 t/日 (30 t/24h × 1 炉)
- ② 処理方式 全連続燃焼式焼却炉 (流動床式)
- ③ 計画焼却処理量

単位: t/年

年 度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
搬入 予定量	1,181	4,723	4,688	4,667	4,652	4,621	4,591	4,555	4,527	4,509	4,488

(2) 動物炉による焼却

- ① 対 象 物 動物の死体
- ② 処理方式 動物炉による焼却
- ③ 計画焼却処理量 年間 120 頭程度

(3) 粗大ごみ破砕処理施設による粗大ごみ破砕

- ① 施設規模 5 t/日 (1 基)
- ② 処理方式 破砕

(4) 放流水

排水は処理後、ガス冷却水に利用し、施設外に対し無放流とする。

(5) 本施設による焼却対象ごみ等の性状

- ① 可燃性ごみ（収集ごみ、直接搬入ごみ）
- ② 粗大ごみ処理施設からの破碎可燃ごみ
- ③ し尿残渣（し渣及び脱水ケーキ）

項 目		低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
低位発熱量	kJ/kg	4,609	8,171	11,523
	kcal/kg	1,100	1,950	2,750
三成分	水分	%	52	45
	可燃分	%	38	46
	灰分	%	10	9
単位体積重量		t/m ³	0.25	0.20

*動物の死体を除いた性状を示す。

(6) 受入日時

月・火・木・金曜日：午前8時30分～午後4時00分

水曜日：午前7時00分～午後4時00分

土曜日：午前7時00分～午後0時00分

※日曜日及び年末年始は原則として受入れない。

2-2 性能事項運転保証条件

本委託期間において計画処理量を処理し、以下の性能保証事項を満足すること。

(1) 水質

無放流のため、設定しない。

(2) 大気質

項 目	目標値	保証値
ばいじん	0.03 g/m ³ N以下	0.05 g/m ³ N以下
硫黄酸化物	40 ppm以下	K値 1.17以下 かつ 55 ppm以下
窒素酸化物	200 ppm以下	250 ppm以下
塩化水素	40 ppm以下	50 ppm以下
ダイオキシン類	(設定しない)	1 ng-TEQ/m ³ N以下

*目標値とは、運転における自主管理指標であり、保証値を順守するために注意を要するレベルを指す。

(3) 騒音（敷地境界線上において）

時間の区分	時 間 帯	保証値
昼 間	午前 8 時～午後 6 時まで	65 dB
朝・夕	午前 6 時～午前 8 時まで	60 dB
	午後 6 時～午後 9 時まで	
夜 間	午後 9 時～翌日の午前 6 時まで	55 dB

(4) 振動（敷地境界線上において）

時間の区分	時 間 帯	保証値
昼・間	午前 6 時～午後 9 時まで	65 dB
夜 間	午後 9 時～翌日の午前 6 時まで	60 dB

(5) 悪臭（敷地境界線上において）

項 目	悪臭保証値
アンモニア	1 ppm 以下
メチルメルカプタン	0.002 ppm 以下
硫化水素	0.02 ppm 以下
硫化メチル	0.01 ppm 以下
二硫化メチル	0.009 ppm 以下
トリメチルアミン	0.005 ppm 以下
アセトアルデヒド	0.05 ppm 以下
スチレン	0.4 ppm 以下
臭気濃度	30 以下

(6) その他

大阪府の指導に基づき、下記の事項を満足するものとする。

項 目	保証値
燃焼室温度	800 ℃以上
一酸化炭素濃度	100 ppm 以下

(6) 焼却飛灰

飛灰の安定化処理(薬剤処理)を行い、大阪湾広域臨海環境整備センターの受入基準を満足させること。

項 目	受入基準
水銀又はその化合物	0.005 mg/L 以下
カドミウム又はその化合物	0.1 mg/L 以下
鉛又はその化合物	0.3 mg/L 以下
六価クロム化合物	0.5 mg/L 以下
ヒ素又はその化合物	0.3 mg/L 以下
セレン又はその化合物	0.3 mg/L 以下
ダイオキシン類	3 ng-TEQ/g 以下

2-3 分析及び計測の頻度等

(1) ごみ質分析

- ① 測定項目 第1節 2-1 (5) に示す項目
- ② 測定場所 ホッパー階
- ③ 測定回数 4 回/年

(2) 排ガス分析

- ① 測定項目 第1節 2-2 (2) に示す項目
- ② 測定場所 最終測定口
- ③ 測定回数 2 回/年 (ダイオキシン類は 1 回/年)

(3) 悪臭分析

- ① 測定項目 第1節 2-2 (5) に示す項目
- ② 測定場所 敷地境界 2 地点 (当日風上及び風下)
- ③ 測定回数 1 回/年×2 地点

(4) 振動・騒音測定

- ① 測定項目 振動及び騒音
- ② 測定場所 敷地境界 2 地点
- ③ 測定回数 1 回/年×2 地点×各時間帯

(5) 処理ダスト分析

- ① 測定項目 ダイオキシン類を含む埋立基準項目
- ② 測定場所 処理ダストバンカ
- ③ 測定回数 2日/年

(6) 作業環境測定

- ① 測定項目 粉じん、ダイオキシン類
- ② 測定場所 工場棟内 労働安全衛生法で定める作業環境測定場所
- ③ 測定回数 2回/年×上記の場所

2-4 運転委託人員

本施設を適正に運転管理するために必要な資格を有する人員を含む人数を確保するものとする。

2-5 運転管理内容

(1) 移行期間における運転教育

移行期間において受託者は担当技術者等を本施設に派遣し、既存運転事業者から引き継ぎを受け、運転方法及び運転状況並びに管理状況を確実に把握すること。

(2) 運転維持管理対象設備

- ① 受入供給設備（粗大ごみ破碎機含む）
- ② 燃焼設備
- ③ 燃焼ガス冷却設備
- ④ 排ガス処理設備
- ⑤ 通風設備
- ⑥ 排水処理設備
- ⑦ 電気設備及び計装設備
- ⑧ 土木建築設備
- ⑨ 動物炉設備

(3) 運転管理業務項目

年間を通じ季節、気候、昼夜を問わず支障なくごみの処理を安定的に行うこととし、以下に主な運転管理業務を示す。

- ① 計量及び違反ごみ受け入れ監視、投入箇所指示及び誘導、本町への違反者報告業務

- ② 各設備の運転操作及び監視業務
- ③ 各設備作動状況と処理機能の確認・点検調整業務
- ④ 各計測機器作動状況と運転機能の確認・点検調整業務
- ⑤ 各単体機器及び器具類の日常点検・注油・分解・増締め・部品交換・小修理
(補修整備は第2節に含む)
- ⑥ 電気・計装設備の日常保守点検業務
- ⑦ 燃料・薬品類・油脂類等の調達・調合・充填・交換業務
- ⑧ 運転維持管理上必要な日常的測定分析業務及び計測業務
- ⑨ 各設備の定期点検整備(法定点検を含む)
- ⑩ 施設内外の清掃(槽内清掃を含む)
- ⑪ 植栽等への散水、剪定作業
- ⑫ 各種記録・運転管理日誌、月報、年報等の作成・提出
- ⑬ その他、施設の運転維持管理に関して必要な一切の業務
- ⑭ 災害時における対応
- ⑮ 作業時間外における警備保障会社からの異常警報・通報への対応
- ⑯ 搬入される全てのごみの可燃・不燃等選別業務
- ⑰ 動物炉の運転業務
- ⑱ 粗大ごみ破碎処理業務

(4) 大規模改修工事中の既設2号炉の運転維持管理

第2章第2節2(6)に示した大規模改修工事の期間中は、既設の2号炉を使用して当該期間中に排出されるごみの処理を安定的に行うこと。ただし、大規模改修後は既設の2号炉を休止する予定である。

2-6 災害ごみ等の受入れ

本町または本町が他市町村の災害ごみ等を処理する必要がある場合は協力し、ごみの受入れを行うものとする。

ただし、受入れる災害ごみ等が著しく性状が逸脱し、又は焼却処理することが困難であると認められる場合は、別途協議するものとする。

2-7 緊急事態発生への対応

受託者は、特異天候・地震・重大故障・重大事故等の緊急事態の発生に備えて、常に適切な体制を整えておくこと。

また、事故発生時においては関係機関に直ちに連絡するとともに、被害の拡大を最小限にとどめることに努め、町の指示に基づき施設の早期復旧及び環境保全に努めること。

この復旧に係わる費用負担については別途協議のうえ決定する。

2-8 定期整備期間中の対応

定期整備期間前にごみピットの貯留残量を調整するなどし、原則として外部へは持ち出さないものとする。やむをえず持ち出す場合の費用については受託者の負担とするが、本町と協議のうえ実施するものとする。

ただし、定期整備の期間を本町と協議し、本町は期間中の直接搬入ごみの受け入れを制限するなど、搬入量の調整を行うものとする。

2-9 周辺対応

万一近隣から苦情等があった場合、受託者は、速やかに本町に連絡するとともに、本町に協力して適切に対処すること。

2-10 周辺環境の保全

受託者は、本施設及び本施設周辺の環境保全に十分に配慮するとともに、保全を図ること。

受託者の責に帰すべき理由により、周辺に対し、損害が生じた場合は受託者の負担により、改善等を行うものとする。

2-11 官公庁による立入検査

官公庁による立入検査があった場合、受託者は調査に協力し、またその報告書作成に協力すること。

2-12 その他の委託内容

本町の連絡及び指示に基づき本施設の視察及び見学時には、受託者はその案内及び説明等の協力を行うこと。

3. 本施設に係る用役費等の負担

本施設に係る以下に示す運転経費の負担は受託者の負担とする。ただし、本用役費等の負担は下記負担期間を設定する。

負担期間：平成 21 年 1 月分～平成 31 年 3 月分までとする。

(1) 電気代（基本料金及び使用料金）

料金は該当月末に支払うものである。また、所定の期日までに電力会社への支払い先変更手続きを受託者の負担にて行うこと。

現在の契約内容

契約会社：関西電力

契約種別：高圧電力 BS-TOU

契約電力：445KW（H20.3 現在）

(2) 水道代（基本料金及び使用料金）

該当月分料金は毎月 2 日の検針により、料金を 2 ヶ月後の 10 日に支払うものである。また、所定の期日までに岸和田市上下水道局への支払い先変更手続きを受託者の負担にて行うこと。

現在の契約内容 メータの口径：75mm

基本料金：20,100 円（H20.3 現在）

(3) 燃料代

現在使用中のものを次に示す。

燃料名	荷 姿	使 用
灯油	タンクローリー	炉作動時、燃焼温度 800 度以下になった時
重油	タンクローリー	動物炉
LPG	—	炉及び風呂のバーナー作動時

(4) 薬品代

現在使用中のものを次に示す。受託期間中の飛灰の処理方法は薬剤処理など、最も添加量が少なくて済む薬品を受託者にて決定すること。

薬品名	荷 姿
ハイパーサー	タンクローリー
アシュナイト R105	ポリ容器
防虫剤ザートル乳剤	ポリ容器
HCL 吸収剤	ポリ容器
HCL 吸収液等価液	缶

(5) 機器消耗品・予備品・油脂類

① 油脂類

マシン油、グリス等

② ベルト、パッキン類

③ その他予備品

なお、既存機器消耗品・予備品・油脂類の使用は自由とする。

4. その他運転管理に関する諸条件

(1) 保険の加入

受託者は、処理施設の運営に際して、労働災害保険、第三者損害賠償保険等の必要な保険に加入すること。また、保険契約の内容及び保険証書の内容については、本町の確認を得るものとする。

(2) 処理ダスト発生の抑制

受託者は、処理施設から発生する処理ダストを積極的に減少させるよう努めること。

(3) 保証値の遵守等

受託者は、処理施設の運転管理に際し、本要求水準書に定めた「保証値」を遵守するとともに、自主管理指標として「目標値」を設定し、目標値を超えた場合には速やかに本町に報告するとともに適切な対応を行い、保証値を超えないよう対策を図ること。

(4) 受入基準未達の焼却飛灰への対応

受託者は、焼却飛灰について大阪湾広域臨海環境整備センターの受入検査により受入基準に適合しないと判断された場合は、当該焼却飛灰を本施設において再処理することとする。

また、その際に発生する往復運搬費用等は、受託者の負担とする。

5. 運転管理の責任負担

運転管理の責任負担は、次のとおりとする。

区分	分類	リスクの具体的な内容	役務分担	
			施設管理者	受託者
1. 共通	①契約内容変更リスク	①業務内容の拡充の場合		
		・業務対象施設の追加	○	
		・業務範囲の追加	○	
		②業務内容の縮小の場合		
		・業務対象施設の削除		○
	②法令等変更リスク	・業務範囲の削除		○
		①当該事業に関する法令・規制等の変更の場合		
		・法令等基準値の変更・規制物質の追加	○	
		・労働安全衛生法・省令・通達	○	
		・資源循環型社会形成推進法の改正によるごみ量減	○	
	③税制度変更リスク	・ごみ処理有料化によるごみ量減	○	
		①消費税の税制変更の場合		
		・消費税率の増	○	
	④社会保険制度(負担率)変更リスク	・消費税率の減		○
		社会保険制度の変更が有った場合		
	⑤第三者賠償リスク	・社会保険負担率の増	○	
		①排ガス公害による賠償請求が有った場合		
		・緊急停止時の黒煙排出		○
	⑥事故発生リスク	・バグフィルター破損によるばいじん放出		○
		①事故が発生した場合		
		・受託者の責任有		○
	⑦環境保全リスク	・受託者の責任無	○	
		①環境に影響を及ぼした場合		
		・排ガス		○
	⑧物価変動リスク	・排水		○
		①インフレの場合		
		・ユーティリティー	○	
		・石油製品類	○	
2. 運営	⑨人件費変動リスク	・金属製品類	○	
		①人件費が高騰となった場合	○	
	⑩不可抗力リスク	①天災の場合	○	
		①業務内容変更による場合	協議	
	②供給リスク	①計画ごみの変動による場合		
		☆ごみ減量の場合		
		・運転効率ダウン	○	△
		・連続安定燃焼の確保否(25%減以上)	○	△
		☆ごみ増量の場合		
		・処理人口増	○	△
		・処理区域外受入	○	△
		・災害時の受入	○	△
		・薬品・ユーティリティー使用量の増	○	
		・ごみ処理量アップ	○	

区分	分類	リスクの具体的な内容	役務分担	
			施設管理者	受託者
2. 運営	②供給リスク	②計画ごみ質変動による場合		
		☆ごみ発熱量アップの場合		
		・ごみ処理量減	○	△
		☆ごみ発熱量のダウンの場合		
		・助燃バーナ使用	○	
		☆高質ごみ増量の場合		
		・排ガス規制対応増	○	
		・設備損傷速度大	○	
		・クリンカー損傷発生増大	○	△
		・排ガス処理剤増	○	
		・排ガス除去設備(触媒)劣化促進大	○	
		・灰処理剤増	○	
		☆大物ごみ増量の場合		
		・前処理設備要	○	
		☆社会情勢等によるごみ質変化の場合		
		・ごみ排出量減	○	
		・ごみ質(発熱量)低下	○	
		☆社会的緊急処理物によるごみ質変化の場合		
		・特別管理による受入態勢要	○	
		・異臭の発生・飛散	○	△
	③施設損傷リスク	☆不可抗力を除く、事故による施設の損傷の場合		
		①運転・運転監視の不備		
		☆設備の故障		
		・クレーンの故障		○
		・散気管の故障		○
		・築炉・耐火物損傷		○
		・灰処理設備(コンベア等)故障		○
		・排ガス処理設備(バグフィルタ等)故障		○
		・弁類(制御・調節弁等)故障		○
		②運転・運転監視中の不可抗力		
		・築炉・耐火物の落下(脱落)	○	△
		・制御ソフトの故障	○	△
		③日常点検の不備		
		・設備機器の点検の不備		○
		・薬品(危険物)の漏洩		○
	③施設損傷リスク	④搬入・受入物の確認(チェック)の不備		
		・引火物の混入	○	△
		・粉塵爆発物の混入	○	△
		・毒(ガス含)物の混入	○	△
		・病原菌発生物(医療系廃棄物)の混入	○	△
		⑤定期点検・整備・補修等の不備		
		・設備機器のトラブル頻度増		○
		⑥職員(運転・整備員)の不備		
		・運転・整備ミス		○

区分	分類	リスクの具体的な内容	役務分担	
			施設管理者	受託者
2. 運営	③施設損傷リスク	⑦収集車・一般持込車の運転の不備		
		・加害者を特定できない場合の損害	○	
		⑧人為災害(火災等)		
		・受託者責任有		○※
		・受託者責任無	○	
		⑨突発・偶発的な機器故障(災害)		
		☆自動制御の暴走		
		・バグフィルター等の損傷	協議△	
		・設備機器の損傷	協議△	
		⑩帰責者による事故・火災等の修復		
		・受託者責任有		○
		・受託者責任無	○	
	④性能リスク	①要求性能の未達		
		☆臭気関係		
		・搬入ごみ物	○	
		・日常薬品管理の不備		○
		☆騒音関係		
		・施設の設備機器の運転中		○
		・補修・工事中		○
		☆排ガス関係		
		・運転監視の不備		○
		・日常薬品管理の不備		○
		☆焼却飛灰関係		
		・運転監視の不備		○
		・日常薬品管理の不備		○
		②設備機器の維持管理基準未達		
		・想定外異常	○	
		③運転計画(稼働率)の未達		
		☆施設損傷の場合		
		・受託者責任有		○
		・受託者責任無	○	
		☆労働災害の場合		
		・労働災害による関係所管官庁の停止命令		○
	⑤運営費増大リスク	①運営管理関係		
		・経験不足		○
		②運転管理関係		
		・人手・人材の不足		○
		・指導力の不足		○
		・職員の不注意		○
		・安全対策の不備	既存○	受託後○
		③受入ごみ中の異物災害関係		
		・ガスボンベ、産業廃棄物(金属粉など)が混入した場合	○	
		・ごみピット内での火災発生のおそれ	○	△
		④安全管理関係		
		・安全保護具等の不備		○
		・情報の不足	△	○

※第18節を参照。

区分	分 類	リスクの具体的な内容	役務分担	
			施設管理者	受託者
2. 運営	⑤運営費増大リスク	⑤施設整備費関係		
		・搬入量増による過負荷処理	○	
		・ごみ質変化による過負荷処理	○	
		・ごみ処理量アップ	○	
		⑥その他		
		☆盗難関係		
		・受託者責任有		○
		・受託者責任無	○	
		☆ユーティリティの停止		
		・施設管理者側(供給元)の責に帰すべき事由による供給停止	○	
		・受託者の責に帰すべき事由による供給停止		○
		☆一時支出の立替		
		・本来管理者が負担しなければならないリスクが発生し、緊急避難的に処理する為に一時的に支出することとした費用	○	
		☆搬入車両による交通環境の悪化		
		・廃棄物の搬入/搬出車両等による交通環境の悪化	○	
		⑦地域住民からの苦情・要請		
		☆情報開示等		
		・住民からの運転データ、運営コスト等の内容の情報開示請求	○	
	⑥疑義の発生	①疑義の発生	協議	

第2節 維持補修整備工事

本事業期間における本施設の維持補修整備工事を適時実施すること。

1. 維持補修整備期間

本事業期間と同じとする。

2. 維持補修整備工事

受託者は、事故等を未然に防止するとともに、各種機器の正常運転を維持するため、必要に応じて機器類等の維持補修整備工事を行うとともに、以下に示す日常及び定期的な機器類の点検整備を実施すること。

- (1) 日常点検及び定期点検は、各種機器の予防保全を目的として、設備を熟知した経験者による確認ならびに計器の値等により機器が正常に稼働しているかを確認するとともに、万一異常が発見された場合は適切な処置を講じるとともに本町に報告すること。
- (2) 計測器の調整、注油、消耗部品の交換、補充、清掃及び塗装等、常に各種機器が正常に稼働するように整備を行い、必要に応じて保護装置の作動確認及び分解整備等を行うこと。
- (3) 維持補修整備工事を実施する場合は事前に時期及び修繕の対象設備の仕様・図面、修繕の内容、工事工程を記載した設備修繕計画書を本町に提出すること。
- (4) 受託者は、本事業契約後の早期に本町と協議した後、本事業期間中における施設の維持補修計画を策定し、本町に提出すること。
- (5) 詳細は別添資料による。
- (6) 大規模改修工事

① 大規模改修工事期間

平成20年度～21年度において1号炉系列の大規模改修を行い、契約期間中は再度の大規模改修は見込まない。

② 大規模改修工事対象設備の方式

全連続燃焼式焼却炉（流動床式）

③ 大規模改修工事対象設備の範囲

原則としてピットと煙突を除く1号炉系列の全ての設備を対象とする。なお、設備の配置は既設と同様とする。

- (7) 大規模改修工事完了後、性能試験結果報告書・竣工図・工事内訳明細書・工事写真・完成写真を提出すること。
- (8) 維持補修整備工事完了後、年間報告書に竣工図・工事写真・完成写真等を添付すること。

第3節 本事業の保証事項

本事業における保証事項を以下に示す。

- (1) 第1節2-1 運転条件を遵守し、ごみを適正に処理すること。処理に著しい影響が及ぼされると想定される状況が生じた場合は、速やかに本町に報告するとともに協議すること。
- (2) 運転管理業務は「第1節2-2 性能事項運転保証条件」を満足すること。なお、適正な日常の運転管理を実施する間に管理目標値等を超えまたは超えると予想される恐れが生じることが予測された場合も速やかに本町に報告するとともに協議し、適切な処置を図るものとし、性能保証事項を十分満足した処理を継続して行うこと。

第4節 本事業完了時点の要求事項

本事業期間の終了時点における要求事項を以下に示す。

- (1) 本町が本要求水準書に記載した運転管理を更に1年間以上継続して使用することに支障のない状態であること。本事業期間終了後、1年間に発生した機器類の補修整備費は受託者の負担とする。なお、本事業期間終了1年前に、受託者と本町が性能を確認し、指定する性能機能に達しない場合は、受託者の責任と費用において適切な補修を行うものとする。
また、継続業者の取り扱いによって機器の損傷が急速に早まった場合は、この限りではない。
- (2) 建物の主要構造部及び内外の仕上げ等に、大きな破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
- (3) 設備・装置機器等に、大きな汚損や破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
- (4) 設備・装置機器等が基本的な性能（容量、風量、温湿度、強度等計測可能なもの）を満たしていること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
- (5) 事業期間終了後、本町又は他の事業者が運転管理を継続する場合、配置する予定の職員に対して、本施設の教育訓練指導書等を作成し運転管理教育を実施すること。

- 以上 -

添 付 資 料

1. 既設炉の設計基準値

2. クリーンセンター全体配置図

3. 既設炉フローシート

4. ごみの分別区分

1. 既設炉の設計基準値

既設炉の設計基準値を下記に示す。大規模改修を行う際は、既設と同じ能力の機器として更新することとする。

項 目			低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
低位発熱量		kJ/kg	4,200	6,700	9,200
		kcal/kg	1,000	1,600	2,200
三成分	水分	%	65	50	40
	可燃分	%	28	35	42
	灰分	%	7	15	18
炉出口乾きガス量		m ³ /h	4,001	4,432	6,305

※kJ/kg は、kcal/kg×4.186 で求めた値を示す。

<参考値>

煙突頂上口径	0.9 m
煙 突 高 さ	55 m

※煙突は大規模改修対象外。



家庭にのみ正しい分け方・出し方

収集日以、外に三三をせられ、近郊の熱帯に、すまひので、早朝に出して下せしむ。

[illegible]

4. ごみの分別区分

添 付 資 料 2

1. 既設炉の機器リスト

2. 用役使用量（平成 19 年度実績）

3. クリーンセンターごみ搬入量予測

4. クリーンセンター図面集

5. 委託料の変更表（補足）

1. 既設炉の機器リスト

区分	機器名称	数量		機種	形式	仕様・構造	駆動機		来歴	備考	メーカー
		常用	予備				電圧 (V)	動力 (kW)			
共通	ごみ計量機	1			4点支持ロードセル式	額定寸法: 2.7m × 6.5m ひょう量: 20t	100		H18年度		田中機械工業所
共通	ごみ投入扉	2			引戸開閉式	主要寸法: 巾3m × 高さ5m					
共通	プラットホーム	1			ごみピット直接投入式	主要寸法: 巾20m × 長さ12.5m					
共通	プラットホーム出入口扉	1			電動シャッター	寸法: 巾3.5m × 高さ3.5m					
共通	エアーカーテン	3					220	0.25			
共通	ごみピット	1			鉄板コンクリート水密構造	容量: 505m ³ (3日分) 主要寸法: 巾6.5m × 奥行11.4m × 深さ6.5m					
共通	ごみクレーン	1			グラブバケット付 天井走行クレーン	総容量: 1.5m ³ 定格荷重: 0.75t 吊上荷重: 2.25t スパン: 6m 総程: 13.5m 走行距離: 16m 横行距離: 3m			H18年度		
共通	走行用モータ	2					220	1.1	2.2		
共通	横行用モータ	1					220	0.75	0.75		
共通	巻上用モータ	1					220	1.1	1.1		
共通	開閉用モータ	1				開閉時間: 6.5/3.5 sec	220	5.5	5.5		
1号	破砕機供給コンベヤ	1			エプロンコンベヤ	処理能力: 1.5t/h 搬送速度: 1.9m/min 機長: 4.95m (軸間) 受入ホッパー容量: 11.5m ³	220	2.2	2.2	エプロン数: 74個	昭和機械
1号	破砕機	1			二軸せん断式	処理能力: 1.5t/h	220	37	37		
1号	破砕ごみ供給コンベヤ	1			エプロンコンベヤ	処理能力: 1.5t/h 搬送速度: 8m/min 機長: 7.9m (軸間) 総程: 13.3m (軸間)	220	3.7	3.7	エプロン数: 105+105個	昭和機械
共通	防臭・防虫羽散布装置	1			ノズル噴霧式	防臭羽タンク: 500L (プラットホーム散布) 防虫羽タンク: 500L (ごみピット散布)					
共通	防臭羽ポンプ	1			P-931		220	0.75	0.75		
共通	防虫羽ポンプ	1			P-932		220	0.75	0.75		

2	燃焼設備	機器名称	数量		機種番	形 式	仕 様 ・ 構 造	型 式 別		来 歴	備 考	メーカ
			常用	予備				電 圧 (V)	動 力 (kW)	負 荷 合計 (kW)		
1号	投入ポンパ		1			切出しプラグシャフト ポンパ	ポンパ容量: 7.8m3 プラグシャフト駆動方式: 電動シリンダ	220	9.5	5.5		
1号	給炭フィーダ		1			二軸スクリュウ式	能力: 1.5t/h	220	3.7	3.7		
1号	焼却炉		1			流動床式	焼却量: 1.250kg/h 炉床寸法: 11.56m × 長さ1.8m 炉床面積: 2.988m ² 燃焼率: 418.3kg/m ³ h				25,000	
1号	耐火物		1			不定形耐火物	第1層 不定形耐火物 (バタール): 150mm 第2層 不定形耐火物: 150mm 第3層 シンリボート: 50mm				60,000	
1号	散気装置		1			散気管方式	主要部材質: SUS304				1,000	
1号	流動砂		1				材質: 焼却用4号洗砂 見掛け比重: 1.4t/m ³					
1号	焼却残渣排出コンベヤ		1			C-313	能力: 1.5t/h (可変式) 主要部材質: SUS304	220	2.2	2.2		
1号	振動スクリーン		1			M-411	能力: 1.5t/h 主要部材質: ステンレス鋼 (ふるい)	220	1.5	1.5	0.75kW × 2	昭和機械
1号	一次砂循環コンベヤ		1			C-412	能力: 1.5t/h 搬送速度: 7m/min	220	1.5	1.5		昭和機械
1号	砂貯留槽		1			鋼板製	貯留容量: 4m ³					昭和機械
1号	スクリュウコンベヤ		2			M-413ab	能力: 1.5t/h	220	1.5	3		
1号	山崩レボドル		1			M-414		220	0.75	0.75		
1号	二次砂循環コンベヤ		1			C-113	能力: 1.5t/h 搬送速度: 7m/min	220	2.2	2.2		昭和機械
1号	砂貯留槽 (1階設置)		1			鋼板製	貯留容量: () m ³					
1号	オーババインドバーナ		1			M-1110	燃焼容量: MAX300L/h 燃料: 灯油 (イ用)、フロンガス (バイ外用)				CO対策	栄花工業
1号	ベッドオイルガン		4			油圧噴射式	燃焼容量: MAX300L/h 燃料: 灯油 (イ用)、フロンガス (バイ外用)					栄花工業
1号	再燃バーナ		1			高圧空気噴霧式	燃焼容量: MAX120L/h 燃料: 灯油 (イ用)、フロンガス (バイ外用)				CO対策	栄花工業
1号	灯油燃焼用送風機 (冷却空気送風機と兼用)		1			F-312	風量: 75m ³ /min 静圧: 320mmAq 回転数: 3,500rpm	220	7.5	7.5	250	朝日機工
共通	灯油タンク		1			円筒型鋼板製	容量: 8,000L					
共通	送油ポンプ		1	1		M-223ab	容量: 1,000L/h 圧力: 20kg/cm ²	220	1.5	1.5		

3 燃焼ガス冷却設備										
区分	機器名称	数量 常用予備	機番	形式	仕様・構造	駆動機 電圧 (V)	動力 (kW)	食料 合計 (kW)	重量 (kg)	備考
1号	ガス冷却室	1		水噴射式	容量: m3 蒸気熱負荷:				10,000	
1号	耐火物	1		不定形耐火物	第1層: 不定形耐火物: 200mm 第2層: シリカポート: 80mm				35,000	
1号	ロータリスクレーバ	1	M-811	回転式		220	0.75	0.75		
1号	ダブルダンバ	1		フラッグ式		220	0.75	0.75		
1号	噴射ノズル	4		高圧噴霧リターン式	噴射水量: 噴射圧力: 2.0kg/cm2					
1号	噴射水加圧ポンプ	1		多段渦巻型	吐出量: m3/h 揚程: m	220	11	11		
共通	噴射水櫃	1		鉄筋コンクリート造 防水モルタル仕上	容量: 20m3 主要寸法: 4.4m × 3.85m × H1.6m					
1号	減温塔	1		水噴射式	容量: m3 蒸気熱負荷:					日本スピンダル
1号	ロータリスクレーバ	1		回転式 ₂		220	1.5	1.5		日本スピンダル
1号	乗継ぎコンベヤ	1		スクリュ式		220	1.5	1.5		日本スピンダル
1号	ロータリハルブ	1		回転式		220	0.75	0.75		日本スピンダル
1号	減温塔噴射ノズル	4		二流体噴霧式	噴射水量: 噴射圧力: kg/cm2					
1号	スプレーポンプ	1		片吸込渦巻型	吐出量: m3/h 揚程: m	220	2.2	2.2		

4 排ガス処理設備		数量		機 種	形 式	仕 様・構 造	型 機		圧 力	備 考	メーカー
区分	機 器 名 称	常用	予備				電 圧	動力			
1号	バグフィルタ	1			ろ過式	処理ガス量: Nm ³ /h ろ過面積: m ² ダスト処理量: オンライバリス方式 主要寸法: φ m × L m			CO対策		日本スピンドル
1号	ろ布										日本スピンドル
1号	スクリーンベヤ	1			スクリーン式		220	1.5	1.5	CO対策	日本スピンドル
1号	ロータリバリス	1			回転式		220	0.4	0.4	CO対策	日本スピンドル
1号	ヒータ	1			シーズヒータ	ボンベヒータ: kW コンベヤヒータ: kW ロータリバリスヒータ: kW	220			CO対策	日本スピンドル
共通	有害ガス除去装置	1			乾式	処理ガス量: 15,000Nm ³ /h				※サイロ、装置は既設適用	日本スピンドル
共通	消石灰サイロ	1			(消石灰吹込式)	容量: 20m ³ 主要寸法: φ 8m × H 2m (既設部)					日本スピンドル
共通	バンプレータ	1			円筒回転式	最大振動力: 350kgf					井上新機工作所
共通	消石灰サイロ用バグフィルタ	1			振動式	ろ過面積: 21m ²	220	0.25	0.25	DXN対策	DCE JAPAN
共通	消石灰定量供給装置	1			エアバリス式	能力: 15~125kg/h 消石灰取掛付け量: 0.5				※フィルターのみの撤去	大盛工業
共通	保持用モータ	1			インバータモータ		220	0.75	0.75	DXN対策	
共通	供給用モータ	2			インバータモータ		220	0.75	1.5	DXN対策	
共通	消石灰供給ブロウ	1	1		ルーツブロウ	風量: 4m ³ /min 吐出圧力: 15kPa 回転数: 2,110rpm 駆動方式: ベルト駆動	220	3.7	3.7	DXN対策	伊藤機工所
1号	薬品供給配管	1			透明ホース (帯電防止アース線入り)	呼び径: m					
共通	活性炭吸着塔	1			乾式移動床式	長さ: m					
共通	活性炭吹込ユニット	1			乾式					70,000	屋外設置
共通	有害ガス除去装置(1号用)	1			乾式 (消石灰吹込式)	サイロ容量: m ³				CO対策	日本スピンドル

5 給排水設備		数量		機 番	形 式	仕 様・備 考	電動機		重量 (kg)	備 考	メーカ
区分	機 器 名 称	常用	予備				電圧 (V)	動力 (kW)			
共通	工業用受水槽	1			鉄筋コンクリート造 防水モルタル仕上	容量:20m ³ 主要寸法:4m×3.5m×H3m					
共通	工業用給水ポンプ	1	1	P-531ab	渦巻ポンプ	吐出量:200L/min 揚程:25m	220	2.2	22		
共通	工業用高圧水槽	1			FRP製	容量:5m ³ 主要寸法:2m×2m×H1.5m					
共通	生活用受水槽	1			FRP製	容量:2m ³ 主要寸法:1m×1.5m×H1.5m					
共通	生活用給水ポンプ	1	1	P-533ab	渦巻ポンプ	吐出量:110L/min 揚程:21m	220	1.5	1.5		
共通	生活用高圧水槽	1			FRP製	容量:1m ³ 主要寸法:1m×1m×H1.5m					
共通	微細冷却設備	1									
共通	微細冷却ポンプ	1	1	P-438	ライオンポンプ	吐出量:120L/min 揚程:14m	220	0.75	0.75		
共通	冷却水タンク	1			鋼板製型	容量:2m ³ 付属品:水位調節装置、水位警報装置				※タンクは既設兼用(消極) 付属品は撤去	
共通	冷却塔	1		M-1310	空冷式	冷却熱量:97,500kcal/h 冷却水量:325L/min	220	0.75	0.75		
共通	冷却水循環ポンプ	1	1	P-437	ライオンポンプ	吐出量:300L/min 揚程:25m	220	2.2	2.2		
共通	床洗排水槽	1			鉄筋コンクリート造 防水モルタル仕上	容量:1m ³					
共通	床洗排水ポンプ	1		P-438	水中ポンプ	吐出量:150L/min 揚程:10m	220	0.75	0.75		
共通	生活排水槽	1			鉄筋コンクリート造 防水モルタル仕上	容量:1m ³					
共通	管理棟排水ポンプ	1			水中ポンプ	吐出量:150L/min 揚程:7m	220	0.4	0.4		

6 排水処理設備		数量		機 番	形 式	仕 様 ・ 構 造	駆動機		負荷 合計 (kW)	重量 (kg)	備 考	メーカー
区分	機 器 名 称	常用	予備				電圧 (V)	動力 (kW)				
共通	ごみピット汚水処理装置	1			炉内高温酸化処理							
共通	ごみピット汚水受槽	1			鉄筋コンクリート造 防水モルタル仕上	容量: 6m ³ 主要寸法: 2m×2m×H1.5m						
共通	汚水移送ポンプ	1	1	P-432	カッター付水中ポンプ	吐出量: 6m ³ /h 揚程: 0.7kg/cm ²	220	1.5	1.5			
共通	ごみピット汚水貯留槽	1			ステンレス製	容量: 1m ³ 主要寸法: φ1m×H1.5m						
共通	汚水噴射ポンプ	1	1	P-433	モノポンプ	吐出量: 0.125m ³ /h 揚程: 4kg/cm ²	220	0.4	0.4			
共通	スクリーン	1		M-434	ろ過式		220	0.1	0.1			
共通	汚水噴射ノズル	2			二流体噴霧式	噴霧量: 62.5L/h 噴霧圧: 0.3kg/cm ²						
共通	プラント排水処理装置	1			投薬装置 微生物活性酸化法	処理能力: 8.5m ³	220	10	10			

通風設備												
区分	機器名称	数量	機番	形式	仕様・構造	駆動機		負荷合計 (kW)	来歴	重量 (kg)	備 考	メーカー
						電圧 (V)	動力 (kW)					
1号	流動・燃焼用送風機	1	F-311	ターボファン	風量: 76m ³ /min 静圧: 2,000mmAq 回転数: 3,500rpm 流体温度: 20℃ 付属品: サイレンサー	220	45	45		3,000	ファン: 2,880kg サイレンサー: 120kg ※サイレンサーは既設活用	朝日機工
1号	冷却空気送風機 (灯油燃焼用送風機と兼用)	1									※灯油燃焼用送風機を参照	
1号	誘引送風機	1	F-211	ターボファン	風量: 350m ³ /min 静圧: 520mmAq 回転数: 1,780rpm 流体温度: 300℃	220	55	55		3,900		朝日機工
1号	風道	1		鋼板製	風速: 12m/s以下 板厚: 3.2mm							
1号	二次空気ノズル	1		空気吹き込み式	流速: m/s							
1号	煙道	1		鋼板製	風速: 15m/s以下 板厚: 4.5mm							
共通	煙架	1		鉄筋コンクリート造 鋼板補強差(屋外部分)	高さ: 55m 頂部口径: φ0.9m							
共通	煙道(活性炭吸着塔用)	1		鋼板製	風速: 15m/s以下 板厚: 4.5mm							

8	区分	機器名称	数量		機種	形式	仕様・構造	駆動機		重量 (kg)	備考	メーカー
			常用	予備				電圧 (V)	出力 (kW)			
共通	共通	一次不燃物搬送コンベヤ	1		C-431	ジョイントリンク チェーンコンベヤ	処理能力: 0.15t/h 搬送速度: 3m/min 総長: 11.05m (軸間)	220	2.2			昭和機械
共通	共通	二次不燃物搬送コンベヤ	1		C-834	エプロンコンベヤ	処理能力: 0.15t/h 搬送速度: 4m/min 総長: 7.9m (軸間) 総長: 10.5m (軸間)	220	2.2		エプロン数: 108+108個	昭和機械
共通	共通	出選機	1		C-835	ドラムセパレータ	寸法: $\phi 800\text{mm} \times 800\text{mm}$ 回転率: 90% (重量比)	220	0.75			
共通	共通	鉄屑ハンカ	1		M-839	鋼板型自立高梁式	容量: 3m ³ 駆動方式: 電動シンリンダ	220	0.4			
共通	共通	不燃物ハンカ	1		M-8310	鋼板型自立高梁式	容量: 3m ³ 駆動方式: 電動シンリンダ	220	0.4			
共通	共通	ダストコンベヤNo.1	1		C-831	ローラチェーン コンベヤ	処理能力: 0.7t/h (原掛比重1.0) 搬送速度: 2m/min 総長: 10.18m (軸間)	220	0.75		DXN対策	タイサ産業
共通	共通	ダストコンベヤNo.2	1		C-832	ケースコンベヤ	処理能力: 0.7m ³ /h (原掛比重0.3~1.0) 搬送速度: 5m/min 総長: 8.7m	220	2.2		DXN対策	エステック
共通	共通	ダストコンベヤNo.3	1		C-832	ケースコンベヤ	処理能力: 0.4t/h (原掛比重0.3) 搬送速度: 1m/min 総長: 8.16m	220	2.2		DXN対策	エステック
共通	共通	ダストハンカ	1			鋼板型自立高梁式	容量: 10m ³ 寸法: $\phi 2.8\text{m} \times 5.5\text{m}$					
共通	共通	ロータリバルブ	1			ロータリ式	処理能力: 4m ³ /h	220	0.4			
共通	共通	選線機	1			二軸バレル式		220	11			
共通	共通	薬剤供給装置	1			希釈圧送式		220			原液用、添加水用、希釈液用	

9 共通設備												
区分	機器名称	数量		機番	形式	仕様・構造	原動機		来歴	重量 (kg)	備考	メーカー
		常用	予備				電圧 (V)	動力 (kW)				
1号	空気圧縮機	1			スクリュ式	吐出量: 6.1m ³ /min 吐出圧力: 0.7MPa	220	37	37	GO対策	1,000	ドライヤ付き コベルコ
1号	エアタンク	1				容量: 1.2m ³ /min				GO対策		第2種圧力容器
共通	空気圧縮機(腰外Tox付近設置)	1			スクリュ式	吐出量: 6.5m ³ /min 吐出圧力: 0.7MPa	440	37	37			ドライヤ付き 三井精機
1号	バーナー用空気圧縮機	1			スクリュ式	吐出量: m ³ /min 吐出圧力: MPa	220	3.7	3.7			東芝
1号	計装用空気圧縮機	1			スクリュ式	吐出量: m ³ /min 吐出圧力: MPa	220	1.5	1.5			ドライヤ付き 東芝
共通	クリーンルーム	1					220	1	1			三井精機

2. 用役使用量 (平成 19 年度実績)

参考値として平成 19 年度に使用した既設炉の用役を下記に示す。

	灯油代 (kℓ)	重油代 (ℓ)	LPG代 (m³)	電気代 (kWh)	水道代 (m³)
4月		600	45.9	210,077	1,776
5月	4,000	200	43.5	211,932	1,385
6月		800	41.8	227,226	1,824
7月		400	51.3	186,821	1,361
8月		400	28.2	191,435	1,407
9月		200	21.0	222,767	1,578
10月	4,000	400	19.0	189,970	1,354
11月		400	25.0	161,339	1,351
12月		200	38.8	222,298	1,700
1月		400	40.2	221,650	1,478
2月		400	50.0	259,707	1,640
3月		200	60.0	162,051	791
合計	8,000	4,600	464.7	2,467,273	17,645

薬品名	数量	単位
ハイパーサー	106,040	k g
アシュナイトR105	5,300	k g
防虫剤ザーテル乳剤	126	k g
HCL吸収液	0	缶
HCL吸収液等価液	0	本

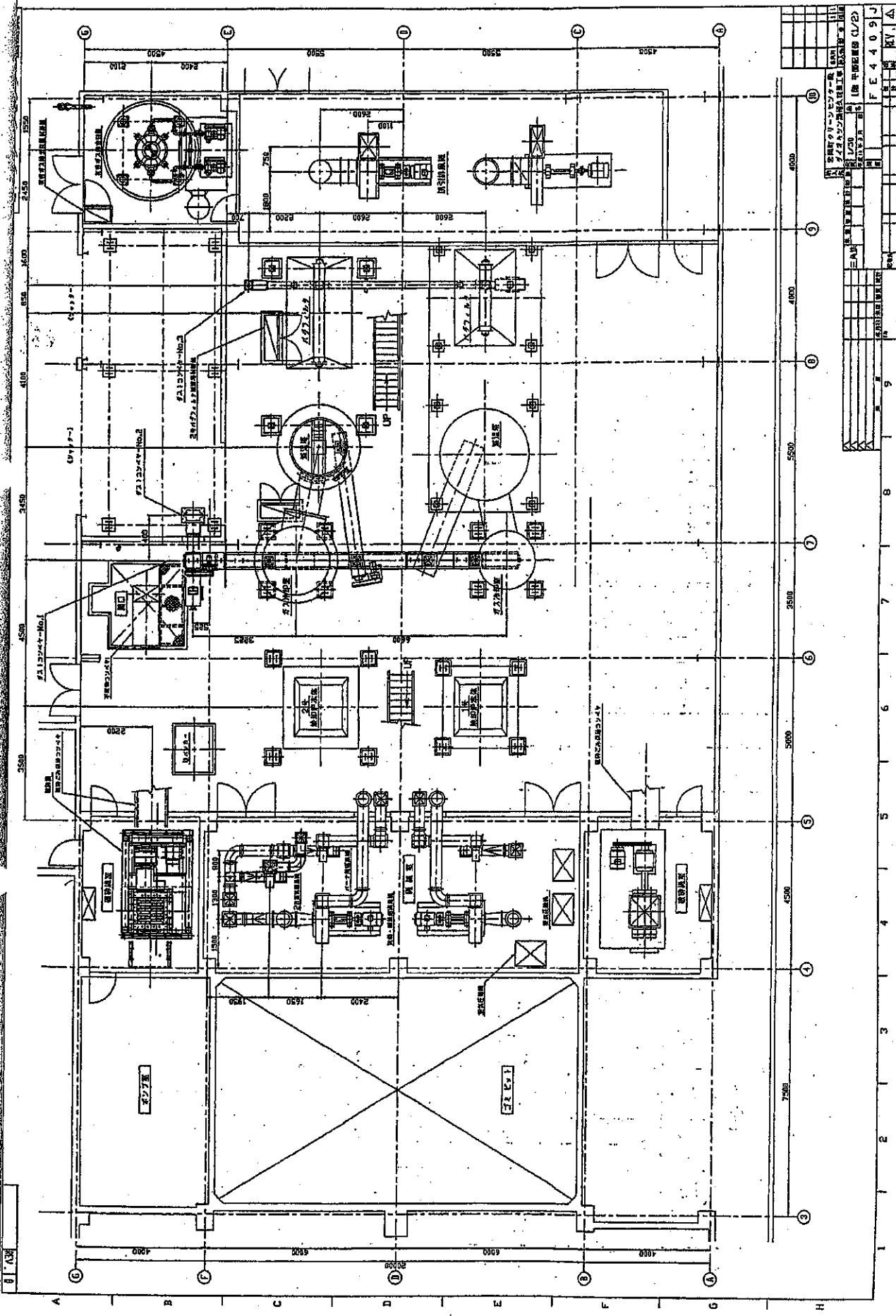
3. クリーンセンターごみ搬入量予測

単位：t/年

		一般家庭 ごみ	大型ごみ 可燃物	大型ごみ 不燃物	事業系 持込み	事業系 収集	商店ごみ	資源ごみ 缶・瓶
実績値	H13	4,415	332	136	1,301	69	690	377
	H14	4,383	357	138	1,366	68	615	366
	H15	4,155	449	146	1,343	68	609	345
	H16	4,086	405	128	1,341	50	560	340
	H17	4,184	431	124	1,268	46	370	319
	H18	4,290	364	122	767	41	322	322
	H19	4,113	404	167	727	49	275	326
予測値	H20	3,754	101	121	639	37	223	292
	H21	3,758	202	119	551	33	186	284
	H22	3,761	242	118	478	29	157	276
	H23	3,766	283	116	420	26	131	270
	H24	3,770	323	115	369	22	113	263
	H25	3,774	323	114	329	22	99	258
	H26	3,778	323	112	292	18	84	253
	H27	3,783	317	111	259	18	73	248
	H28	3,788	311	110	234	15	66	243
	H29	3,793	306	110	208	15	58	239
	H30	3,797	301	109	190	11	51	235

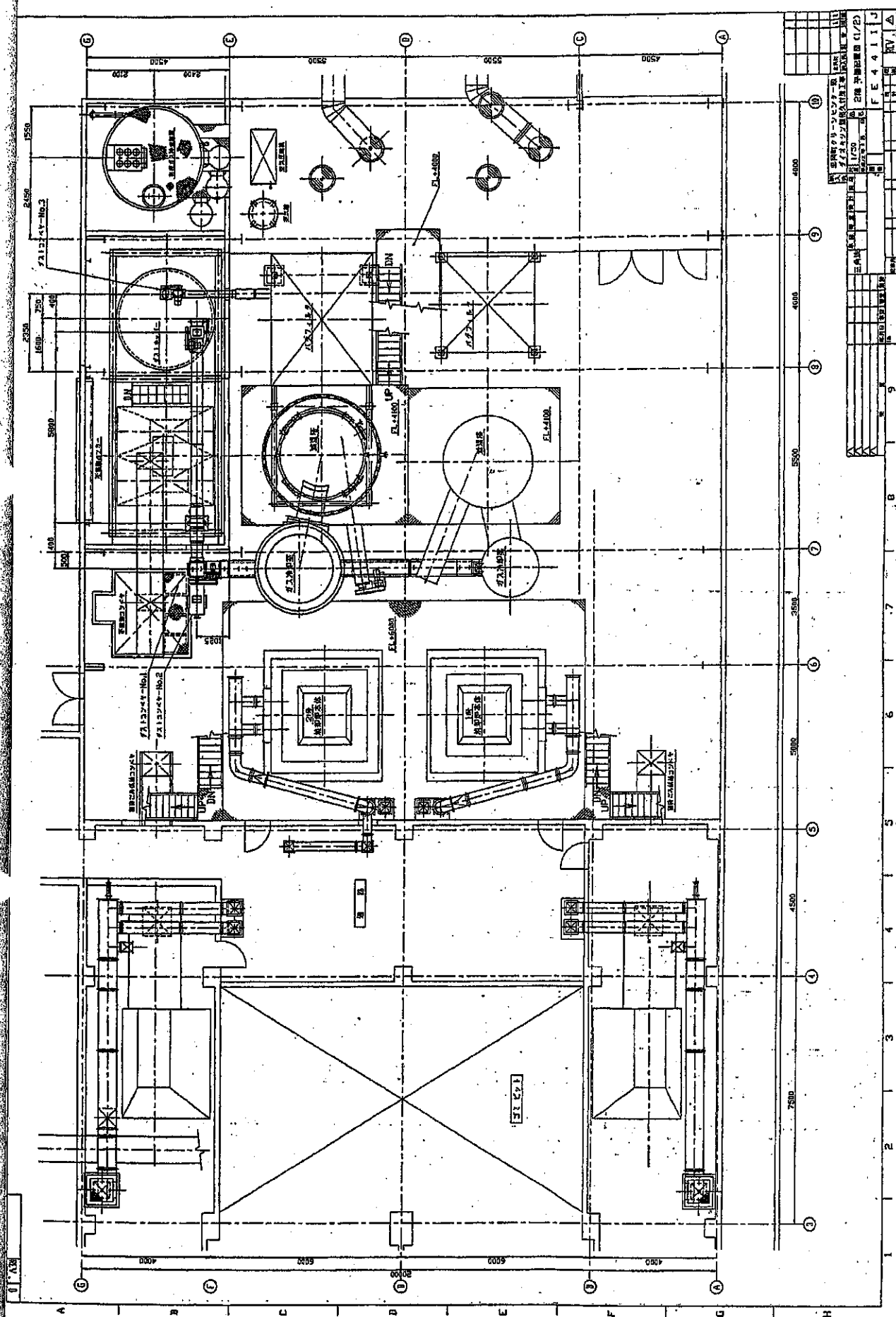
		し尿 前処理	し尿脱水 ケーキ	施設の ごみ	その他	ペット ボトル	集団回収 古紙古布
実績値	H13	42	97	323	247	15	418
	H14	37	93	323	273	23	446
	H15	27	109	322	302	33	521
	H16	73	296	289	35	23	521
	H17	71	289	266	31	17	526
	H18	62	289	227	34	14	572
	H19	12	56	284	186	38	600
予測値	H20	40	190	241	51	47	628
	H21	40	186	230	44	50	656
	H22	37	183	219	40	54	683
	H23	37	175	212	37	57	711
	H24	33	172	204	33	60	738
	H25	33	172	197	29	63	765
	H26	33	168	193	29	65	792
	H27	29	164	186	26	68	819
	H28	29	161	179	22	71	846
	H29	29	161	175	22	73	872
	H30	26	157	172	22	76	899

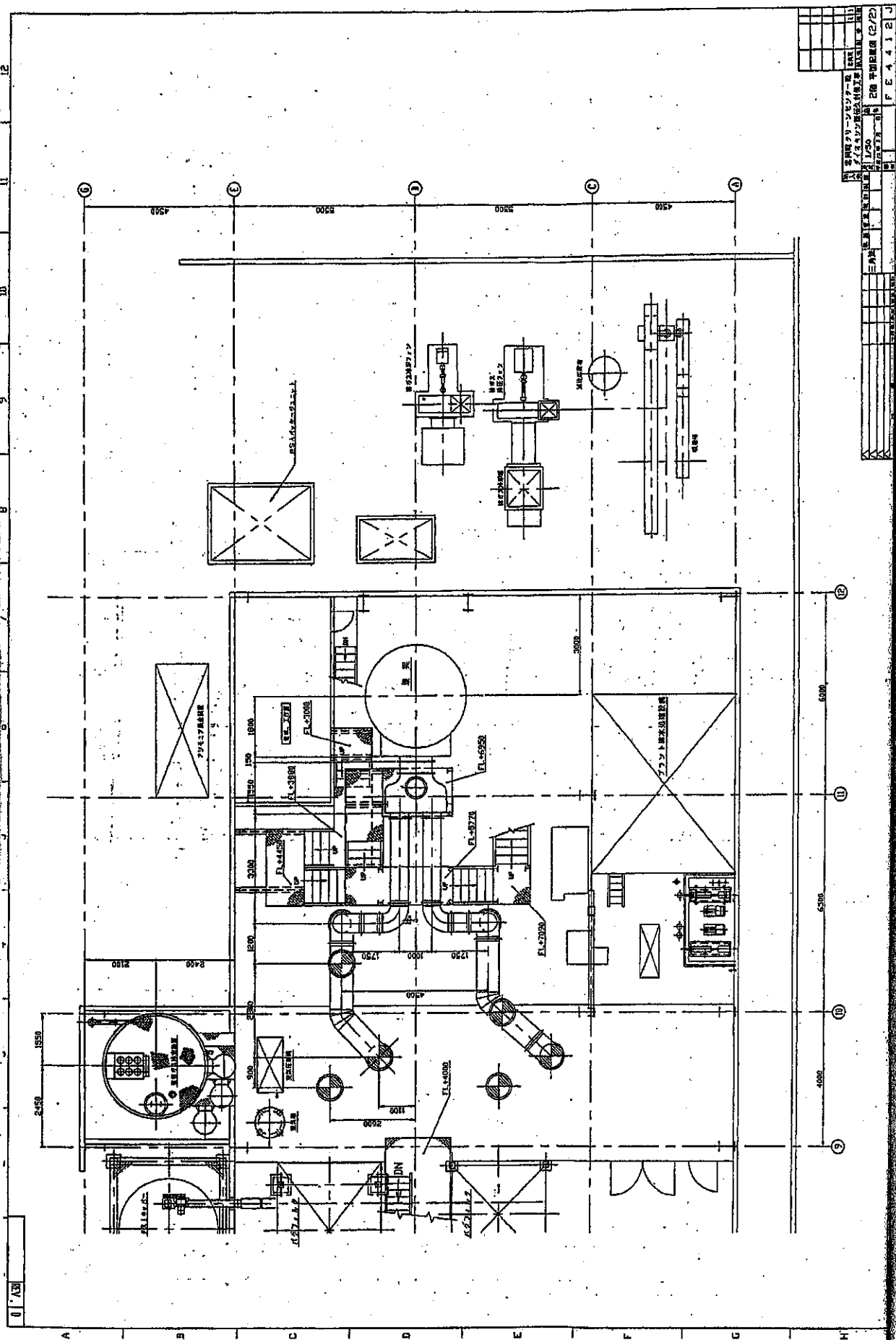
※表はクリーンセンターに搬入される全てのゴミ量であり、焼却処理量は要求水準書に示すとおり。

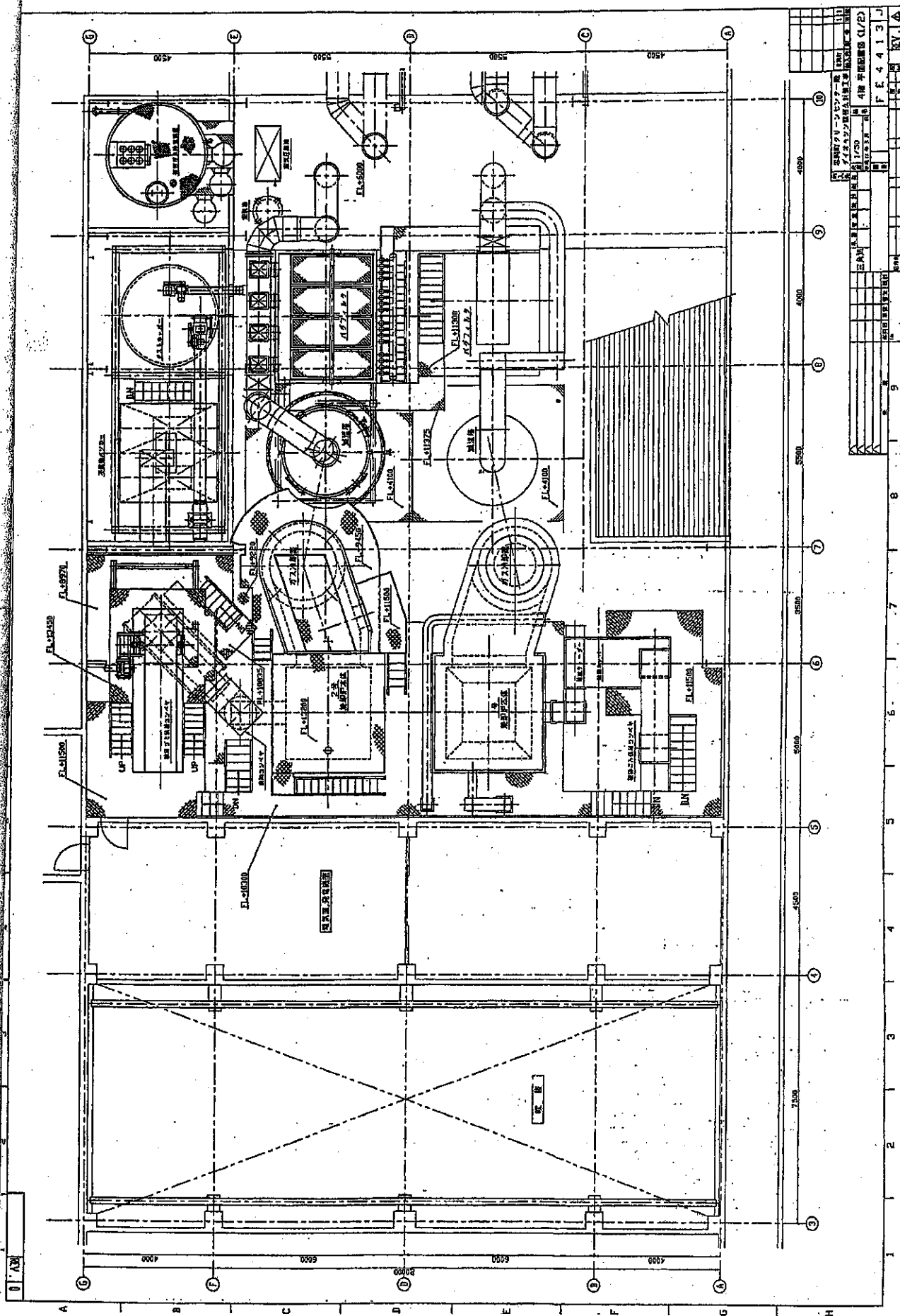


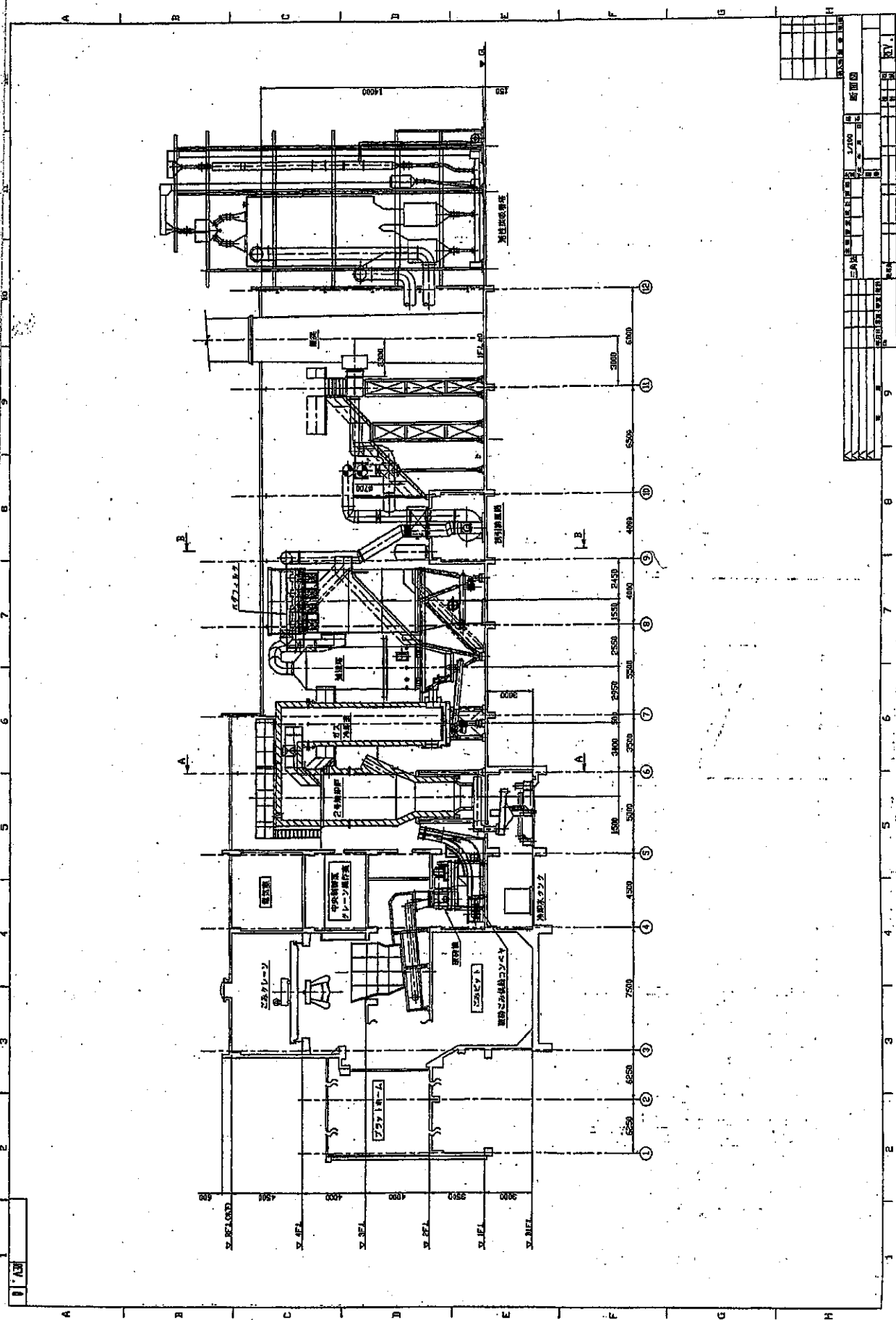
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

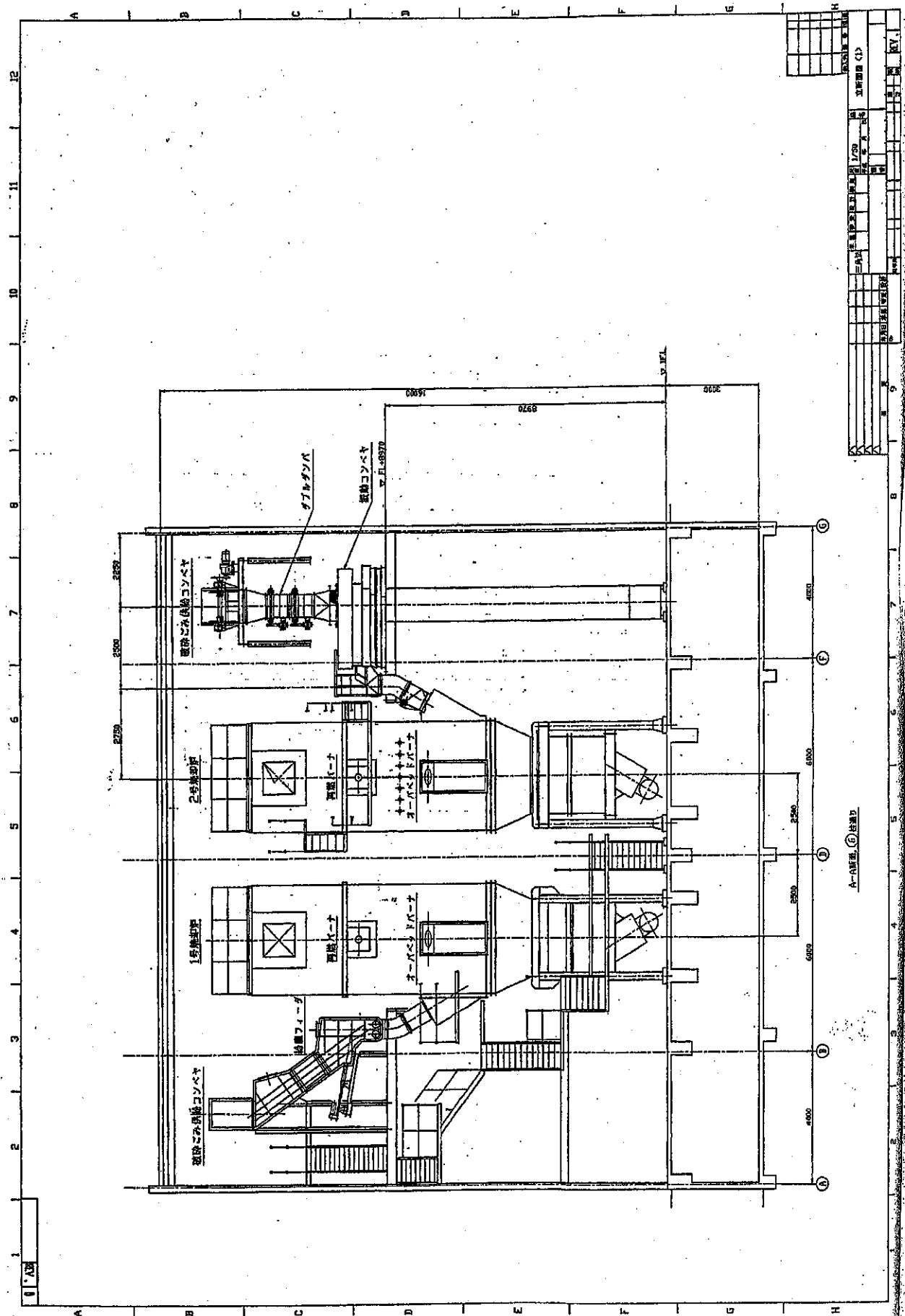
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----











5. 委託料の変更表 (補足)

要求水準書 第1章 第14節 事業の変更等に示す基準との比較時期は毎年度4月とする。また、下表の基準数値と当該年度の4月の値を比較するものである。

対 象	基準数値	資料名	基準年度/基準年月
搬入ごみ量※1	右記のとおり	要求水準書 第2章 第1節 2-1(1)③ 計画焼却処理量	計画該当年度
電気料金	契約時決定	提案による電力会社の基本料金	平成20年4月
	契約時決定	提案による電力会社の使用料金	
水道料金※2	19,150 円/口径 75mm	岸和田市上下水道局 水道料金表の基本料金	平成20年4月
	[使用水量：金額] 0m ³ ～5m ³ ：基本料金 6m ³ ～8m ³ ：45 円/m ³ 9m ³ ～10m ³ ：130 円/m ³ 11m ³ ～20m ³ ：155 円/m ³ 21m ³ ～30m ³ ：180 円/m ³ 31m ³ ～50m ³ ：220 円/m ³ 51m ³ ～100m ³ ：250 円/m ³ 101m ³ ～500m ³ ：265 円/m ³ 501m ³ 以上：285 円/m ³	岸和田市上下水道局 水道料金表の従量料金	
燃料費	82.0 円/リットル	リム情報開発株式会社 RIM 価格 阪神 LSA 重油	平成20年4月
有害ガス除去薬剤 (消石灰)	104.8※3	日本銀行調査統計局 国内企業物価指数 窯業・土石製品	平成20年4月
上記以外の薬品	109.1※3	日本銀行調査統計局 国内企業物価指数 化学製品	
消耗品	94.3※3	日本銀行調査統計局 企業向けサービス価格指標 平均値	平成20年4月
運転管理入件費			
測定分析費			
補修工事費			
点検整備費			

※1：表内の「搬入ごみ量」とは、計画焼却処理量を意味します。

※2：水道料金は消費税抜き。(要求水準書 p.17 に示す基本料金は消費税込み)

※3：2005 年平均を 100 とした指数。

質 疑 回 答 書

平成 20 年 8 月 5 日

応 募 者 殿

忠 岡 町

「忠岡町クリーンセンター長期包括整備運営管理事業」募集要項（第 1 部）に関する質疑について、下記のとおり回答します。

回答 No.	質疑内容	回 答
1	要求水準書 P6 (1)搬入ごみ量の変更において、「第 2 章 第 1 節 2-1 (1) ③に示す計画焼却処理量に対して 10%以上の変動が生じた場合は、ユーティリティーに係る部分の委託料の増減を行うことができる。」とありますが、P10 の表では「搬入予定量」となっています。どちらを正とすればよろしいでしょうか。	p. 10 の表の「搬入予定量」とは、計画焼却処理量と捉えてください。
2	要求水準書 P6 各ユーティリティーの委託料算出に際して、前提条件となるごみ質 (P11 (5) に記載のごみの性状、または添付資料に記載の既設炉の設計基準値)、および年間焼却処理量をご教示ください。	搬入されるごみの想定されるごみ質は p. 11 のとおり、年間焼却処理量は p. 10 のとおりです。
3	要求水準書 P6 委託料変更に係る表において、各対象ごとに基準となる数値、または金額をご教示ください。	詳細は募集要項第二部に添付します。
4	要求水準書 P7 第 18 節 損害賠償 忠岡町殿が加入されている火災保険の補償限度額をご教示ください。	補償限度額は 713, 592, 000 円です。

回答 No.	質疑内容	回 答
5	要求水準書 P14 (5) 処理ダスト分析 ③測定回数は2回/年と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
6	要求水準書 P15 運転管理業務項目 ⑩搬入される全てのごみの可燃・不燃等選別作業とありますが、選別作業の具体的な内容をご教示ください。	選別作業とは、家庭系ごみの直接搬入時に持込者（住民）に対して置き場を指示することと、粗大ごみの破碎時における可燃・不燃の選別を行うことを指します。 全てのごみの搬入予定量については、募集要項第二部に添付します。
7	要求水準書 P24 「本事業期間終了後、1年間に発生した機器類の補修整備費は受託者の負担とする」とありますが、予め町と協議し、本事業期間終了の翌年度に計画している補修内容については受託者の負担外と考えてよろしいでしょうか。	結構です。

以上

質 疑 回 答 書

平成 20 年 9 月 11 日

応 募 者 殿

忠 岡 町

「忠岡町クリーンセンター長期包括整備運営管理事業」募集要項（第 2 部）に関する質疑について、下記のとおり回答します。

回答 No.	質疑内容	回 答
1	要求水準書 P15 (4)大規模改修工事中の既設 2 号炉の運転維持管理 「大規模改修工事の期間中は、既設の 2 号炉を使用して当該期間中に排出されるごみの処理を安定的に行うこと。」とありますが、 ①2 号炉が故障した場合の修繕費は別途と考えるとよろしいでしょうか。 ②故障または修繕等により 2 号炉を停止する必要がある場合、搬入されるごみをごみピットおよびプラットホームに保管できる日数は最大で 2 週間程度と予想されます。それを超える期間、2 号炉を停止する必要がある場合は、搬入されるごみの処理は別途と考えるとよろしいでしょうか。 ③現在、ごみピットから溢れているごみは、事業開始までには処理されているものと考えてよろしいでしょうか。	①含むものとします。 ②含むものとします。 ③処理されているものと考えてください。

2	要求水準書 P15 (4)大規模改修工事中の既設 2 号炉の運転維持管理 「大規模改修後は既設の 2 号炉を休止する予定である。」とありますが、1 号炉の故障または修繕等により停止する必要がある場合、搬入されるごみをごみピットおよびプラットホームに保管できる日数は最大で 2 週間程度と予想されます。それを超える期間、1 号炉を停止する必要がある場合は、ごみの適正処理のため、休止している 2 号炉の運転を再開できるものと考えてよろしいでしょうか。	休止手続きを行うため、大規模改修工事終了後の 2 号炉の運転はできません。
3	要求水準書 P10 2-1 運転条件 (1)本施設による焼却 ①施設規模 30t/日 (30t/24h×1 炉) とありますが、要求水準書 P11 (5)本施設による焼却対象ごみ等の性状に記載の高質ごみは、添付資料の 1. 既設炉の設計基準値に記載の高質ごみに比べて低位発熱量が高く、同設計基準値に記載の炉出口乾きガス量 (6,305 m³N/h) を超えないためには、時間焼却量を抑えて運転する必要があります。その場合、燃焼計算上の時間焼却量は 905kg/h 以下とする必要があり、日量の焼却量は 21.72 t/日になると考えてよろしいでしょうか。	設置届の基準値内で、搬入される全ての焼却対象ごみを処理してください。
4	要求水準書 P23 2. 維持補修整備工事 (6)大規模改修工事③ 大規模改修工事対象設備の範囲 「原則としてピットと煙突を除く 1 号炉系列の全ての設備を対象とする。」とありますが、長期包括整備運営管理事業の運営上、必要と思われる共通系の設備 (灰出し設備、給排水設備など) も含めて計画すればよろしいでしょうか。	含みます。

回答 No.	質疑内容	回 答
5	企画提案書(記入要領) 分類：全体計画 収支計画／財務力 評価項目：資金調達計画の妥当性、確実性 記入要領：資金調達計画について直近の決算書（損益計算書、貸借対照表）の提出でよろしいでしょうか。	財務力に関する資料として、提出は可とします。 ただし、事業期間の初期に大規模改修工事があり先行投資が必要と思われるため、事業期間 10 年 3 ヶ月における資金の調達方法についての具体的な計画を記述されることを望みます。
6	企画提案書(記入要領) 分類：運転管理計画／変化への対応 評価項目：ごみ量変化への対応（貯留方法含む） 記入要領：ごみ量が長期的に変動し、計画ごみ量を大幅に上回った場合の対応について ごみピット、プラットホームでの貯留は最大で 2 週間程度と予想されます。「長期的に」および「大幅に」とは具体的にどれくらいとして検討すればよいか、ご教示ください。	ごみピット及びプラットホームでの貯留容量を超えた場合の対処方法を記入してください。
7	企画提案書(記入要領) 分類：運転管理計画／変化への対応 評価項目：ごみ量変化への対応（貯留方法含む） 記入要領：<u>一時的に多量のごみ</u>を受け入れた場合の対応 質疑 No. 6 と同様、「一時的に多量の」とは具体的にどれくらいとして検討すればよいか、ご教示ください。	忠岡町クリーンセンター整備基本方針書（平成 17 年度）によると、平成 14 年度～平成 16 年度における最大月変動係数は 1.23 であるため、これを参考値として季節変動への対処方法を記入してください。

8	企画提案書(記入要領) 分類：運転管理計画／変化への対応 評価項目：ごみ質変化への対応 記入要領：ごみ質が<u>急激に高質側へ</u>変動した場合の対応 「急激に高質側へ」とありますが、要求水準書 P11 (5)本施設による焼却対象ごみ等の性状に記載のごみ質の範囲内で検討すればよいでしょうか。(低質側への変動の場合も同様です。)	計画ごみ質の範囲外の変動として、想定してください。
---	--	----------------------------------

以上

要求水準書の変更について

平成 20 年 9 月 11 日

応募者 殿

忠 岡 町

「忠岡町クリーンセンター長期包括整備運営管理事業 要求水準書」の内容について、下記のとおり変更します。変更内容を確認のうえ、企画提案書等を提出されるようお願いします。

変更箇所	・要求水準書 p. 10 - 第 2 章 事業内容 - 第 1 節 運転管理業務 2-1 運転条件 (1) 本施設による焼却 ③ 計画焼却処理量 ・添付資料 2 3. クリーンセンターごみ搬入量予測																																			
変更前	単位：t/年 <table><tr><td>年 度</td><td>H20</td><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td><td>H24</td><td>H25</td><td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td></tr><tr><td>搬 入 予定量</td><td>1, 181</td><td>4, 723</td><td>4, 688</td><td>4, 667</td><td>4, 652</td><td>4, 621</td><td>4, 591</td><td>4, 555</td><td>4, 527</td><td>4, 509</td><td>4, 488</td></tr></table>												年 度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	搬 入 予定量	1, 181	4, 723	4, 688	4, 667	4, 652	4, 621	4, 591	4, 555	4, 527	4, 509	4, 488
年 度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30																									
搬 入 予定量	1, 181	4, 723	4, 688	4, 667	4, 652	4, 621	4, 591	4, 555	4, 527	4, 509	4, 488																									
変更後	単位：t/年 <table><tr><td>年 度</td><td>H20</td><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td><td>H24</td><td>H25</td><td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td></tr><tr><td>搬 入 予定量</td><td>1, 349</td><td>5, 479</td><td>5, 500</td><td>5, 528</td><td>5, 551</td><td>5, 543</td><td>5, 538</td><td>5, 518</td><td>5, 503</td><td>5, 498</td><td>5, 486</td></tr></table>												年 度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	搬 入 予定量	1, 349	5, 479	5, 500	5, 528	5, 551	5, 543	5, 538	5, 518	5, 503	5, 498	5, 486
年 度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30																									
搬 入 予定量	1, 349	5, 479	5, 500	5, 528	5, 551	5, 543	5, 538	5, 518	5, 503	5, 498	5, 486																									

変更前

3. クリーンセンターごみ搬入量予測

単位：t/年

		一般家庭 ごみ	大型ごみ 可燃物	大型ごみ 不燃物	事業系 持込み	事業系 収集	商店ごみ	資源ごみ 缶・瓶
実績値	H13	4,415	332	136	1,301	69	690	377
	H14	4,383	357	138	1,366	68	615	366
	H15	4,155	449	146	1,343	68	609	345
	H16	4,086	405	128	1,341	50	560	340
	H17	4,184	431	124	1,268	46	370	319
	H18	4,290	364	122	767	41	322	322
	H19	4,113	404	167	727	49	275	326
予測値	H20	3,754	101	121	639	37	223	292
	H21	3,758	202	119	551	33	186	284
	H22	3,761	242	118	478	29	157	276
	H23	3,766	283	116	420	26	131	270
	H24	3,770	323	115	369	22	113	263
	H25	3,774	323	114	329	22	99	258
	H26	3,778	323	112	292	18	84	253
	H27	3,783	317	111	259	18	73	248
	H28	3,788	311	110	234	15	66	243
	H29	3,793	306	110	208	15	58	239
	H30	3,797	301	109	190	11	51	235

		し尿 前処理	し尿脱水 ケーキ	施設の ごみ	その他	ペット ボトル	集団回収 古紙古布
実績値	H13	42	97	323	247	15	418
	H14	37	93	323	273	23	446
	H15	27	109	322	302	33	521
	H16	73	296	289	35	23	521
	H17	71	289	266	31	17	526
	H18	62	289	227	34	14	572
	H19	12	56	284	186	38	600
予測値	H20	40	190	241	51	47	628
	H21	40	186	230	44	50	656
	H22	37	183	219	40	54	683
	H23	37	175	212	37	57	711
	H24	33	172	204	33	60	738
	H25	33	172	197	29	63	765
	H26	33	168	193	29	65	792
	H27	29	164	186	26	68	819
	H28	29	161	179	22	71	846
	H29	29	161	175	22	73	872
	H30	26	157	172	22	76	899

※表はクリーンセンターに搬入される全てのごみ量であり、焼却処理量は要求水準書に示すとおり。

変更後

3. クリーンセンターごみ搬入量予測

単位：t/年

		一般家庭 ごみ	大型ごみ 可燃物	大型ごみ 不燃物	事業系 持込み	事業系 収集	商店ごみ	資源ごみ 缶・瓶
実績値	H13	4,415	332	136	1,301	69	690	377
	H14	4,383	357	138	1,366	68	615	366
	H15	4,155	449	146	1,343	68	609	345
	H16	4,086	405	128	1,341	50	560	340
	H17	4,184	431	124	1,268	46	370	319
	H18	4,290	364	122	767	41	322	322
	H19	4,113	404	167	727	49	275	326
予測値	H20	3,754	101	121	727	37	272	292
	H21	3,758	202	119	727	33	269	284
	H22	3,761	242	118	727	29	266	276
	H23	3,766	283	116	727	26	263	270
	H24	3,770	323	115	727	22	260	263
	H25	3,774	323	114	727	22	257	258
	H26	3,778	323	112	727	18	255	253
	H27	3,783	317	111	727	18	253	248
	H28	3,788	311	110	727	15	251	243
	H29	3,793	306	110	727	15	249	239
	H30	3,797	301	109	727	11	247	235

		し尿 前処理	し尿脱水 ケーキ	施設の ごみ	その他	ペット ボトル	集団回収 古紙古布
実績値	H13	42	97	323	247	15	418
	H14	37	93	323	273	23	446
	H15	27	109	322	302	33	521
	H16	73	296	289	35	23	521
	H17	71	289	266	31	17	526
	H18	62	289	227	34	14	572
	H19	12	56	284	186	38	600
予測値	H20	40	190	241	51	47	628
	H21	40	186	230	44	50	656
	H22	37	183	219	40	54	683
	H23	37	175	212	37	57	711
	H24	33	172	204	33	60	738
	H25	33	172	197	29	63	765
	H26	33	168	193	29	65	792
	H27	29	164	186	26	68	819
	H28	29	161	179	22	71	846
	H29	29	161	175	22	73	872
	H30	26	157	172	22	76	899

※表はクリーンセンターに搬入される全てのごみ量であり、焼却処理量は要求水準書に示すとおり。

東野郡
史氏
長之印